

平成 28 年第 1 回定例会

朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 3 月 4 日 開会

平成 28 年 3 月 18 日 閉会

朝 日 村 議 会

平成28年第1回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○議案第12号から議案第36号までの上程	7
○議案提案説明	8
○議案内容説明	20
○散 会	20
○署名議員	21

第 2 号 (3月15日)

○議事日程	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
○事務局職員出席者	23
○開 議	24

○議事日程の報告	2 4
○会議録署名議員の指名	2 4
○諸般の報告	2 4
○一般質問	2 4
齊 藤 勝 則 君	2 5
上 條 昭 三 君	3 8
北 村 直 樹 君	4 3
小 林 弘 幸 君	5 1
塩 原 智 恵 美 君	6 0
林 邦 宏 君	7 4
高 橋 廣 美 君	8 3
中 村 賢 郎 君	8 8
上 條 俊 策 君	9 5
○散 会	1 0 2
○署名議員	1 0 3

第 3 号 (3月18日)

○議事日程	1 0 5
○出席議員	1 0 5
○欠席議員	1 0 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 6
○事務局職員出席者	1 0 6
○開 議	1 0 7
○議事日程の報告	1 0 7
○会議録署名議員の指名	1 0 7
○諸般の報告	1 0 7
○常任委員長の報告	1 0 7
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第12号から議案第36号までの質疑、討論、採決	1 1 1
○追加議案 報告第1号及び議案第37号並びに発議第1号の上程	1 2 2

○議案提案説明	1 2 2
○議案内容説明	1 2 3
○議案第 3 7 号及び発議第 1 号の質疑、討論、採決	1 2 4
○閉会中の継続審査及び調査の申し出について	1 2 5
○退職者挨拶	1 2 6
○村長挨拶	1 2 7
○閉 会	1 2 8
○署名議員	1 3 1

平成28年朝日村告示第6号

平成28年第1回朝日村議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月25日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成28年3月4日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	高橋廣美君	2番	中村賢郎君
3番	上條俊策君	5番	齊藤勝則君
6番	上條昭三君	7番	北村直樹君
8番	小林弘幸君	9番	塩原智恵美君
10番	林邦宏君	11番	清沢正毅君

不応招議員（なし）

平成28年第1回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成28年3月4日(金) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第12号 行政不服審査法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

第 6 議案第13号 朝日村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例について

第 7 議案第14号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
について

第 8 議案第15号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

第 9 議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第10 議案第17号 職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について

第11 議案第18号 朝日村税条例の一部を改正する条例について

第12 議案第19号 朝日村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

第13 議案第20号 朝日村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ
いて

第14 議案第21号 朝日村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の全部を改正する条例について

- 第15 議案第22号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第23号 平成27年度朝日村一般会計補正予算（第7号）について
- 第17 議案第24号 平成27年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第25号 平成27年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 第19 議案第26号 平成27年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第27号 平成27年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第6号）について
- 第21 議案第28号 平成27年度朝日村下水道特別会計補正予算（第4号）について
- 第22 議案第29号 平成27年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第30号 平成28年度朝日村一般会計予算について
- 第24 議案第31号 平成28年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
- 第25 議案第32号 平成28年度朝日村介護保険特別会計予算について
- 第26 議案第33号 平成28年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
- 第27 議案第34号 平成28年度朝日村簡易水道特別会計予算について
- 第28 議案第35号 平成28年度朝日村下水道特別会計予算について
- 第29 議案第36号 平成28年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
- 第30 議案提案説明
- 第31 議案内容説明

出席議員（10名）

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中 村 武 雄 君	教 育 長	柳 沢 正 喜 君
会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	中 村 美代子 君
生活環境課長	曾 根 克 仁 君	産業振興課長	上 條 靖 尚 君
会 計 課 長	林 さとみ 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高 山 義 教 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

ただいまから平成28年朝日村議会3月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 上 條 俊 策 議員

5番 齊 藤 勝 則 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果調書が別紙のとおり提出されております。

監査委員より、例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎議案第12号から議案第36号までの上程

○議長（清沢正毅君） この際、日程第5、議案第12号から日程第29、議案第36号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第30、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。
中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成28年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、去る1月29日金曜日でございますが、夜半から発生をしました雨水被害についてご説明を申し上げます。

夜の7時半に中部電力が野俣林道入り口のエコラインで、断線による停電が確認をされ、その後、村内各地で倒木による停電が発生いたしました。村内では夜半の11時半ごろから翌朝1月30日土曜日でございますが、朝の2時40分ごろまで西洗馬の旧おひさま保育園から小野沢、針尾、入三地域にかけて停電となりました。

このうち特に、水道の基幹施設であります大尾沢浄水場及び配水池と御馬越配水池が停電となりました。各家庭の朝食時に大きな影響が心配をされましたが、深夜から職員を配置し、対応を図ることができ、中部電力の緊急対応を含め、村民生活に大きな影響を及ぼすことなく、感謝をいたしているところでございます。

しかしながら、御馬越地区最深部、一番奥のところの住宅に杉の木の倒木災害が発生をしました。屋根等家屋の損傷により、安全のために御馬越集落センターに1世帯3人の方から避難をしていただきました。

また、スキー場につきましては、第2リフトでカラマツの倒木が数十本、リフトのワイヤに倒れ、緊急の対応を行いました。足場が悪く作業に時間を要しまして、4日間の営業停止となりました。

しかも、リフトのワイヤの断線が一部確認をされておりますので、まずは毎日安全確認を行い、営業をしておりますが、シーズンオフには更新が必要になると捉えております。

次に、鳥獣被害防止柵の倒木災害につきましては、本年度までに全長18キロメートルを設置のうち、78カ所で災害が発生し、災害箇所は1キロメートルに及んでおります。

鳥獣被害防止柵は、国の補助を受けておりますことから、国へ財産処分の手続きを行い、その後更新作業となるために、手続きに時間を要しますことから、村民の安全・安心のために早急の対応が必要となるところでございます。

次に、村道、林道の倒木による通行不能箇所につきまして、村道では橋梁やガードレールが倒木による損傷箇所が数カ所となっております。林道につきましては、現時点では林道が積雪により入山できない箇所がございますので、いまだ全体の把握ができておりませんが、三区及び西洗馬の各生産森林組合の賦役作業並びに今井財産区が作業に入りますその前に林道の通行確保を図らなければならないと捉えております。

そのほか、山林の倒木につきましては、民有地及び三区、西洗馬の各生産森林組合林に大きな災害が発生しております。

この山林災害の把握には、県の林務部が対応されたヘリコプターにより、2月に2回にわたり上空から調査を行い、91ヘクタールの災害が確認されておりますが、今後、入山可能な季節になれば被害状況は拡大されるものと思われまます。

また、これによります災害のこの区域は、標高900メートルから1,200メートルの範囲で確認がされております。

これらの被害額につきましては、山林災害で約1億円が見込まれ、鳥獣被害防止柵の災害で3,000万円等、その他を含めまして推計では1億5,000万円に上ると捉えております。

今回の災害は、当村にとりまして近年に類を見ない山林の大災害でありまして、当村では1月30日の土曜日に、防災計画に基づきました雪害警戒第1号体制によりまして状況把握を行い、県松本地方事務所へ刻々と状況報告を行い、連携をとっております。

また、早速地元衆議院議員の務台先生を通じまして、2月4日に自民党の政務調査会災害対策特別委員会に県の塩原林務部長を初め、山形村長、松本市農林部長と私が出席をさせていただき、災害状況を初め、今後の復旧に国の支援を強く要望したところでございます。

この席には、国の機関からは内閣府、農林水産省、林野庁、国土交通省、気象庁、経済産業省、警察庁、総務省、消防庁の各担当者が出席をされ、今後の対応について懇談がされたところでございます。

以上、雨氷災害関連につきまして申し上げましたが、今後は復旧事業への取り組みについて県の指導をいただき、財源を確保して進めてまいり所存でございます。

それでは、新年度を迎えるに当たり、この1年を振り返りながら、新年度の村政運営に向け、所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに村民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

村政執行の基本的考え方は、私の公約であります「新しい感覚で朝日村をつくろう」を基本理念に、個性あふれる生き生きとした力強い村づくりを目指して、引き続き取り組むもの

でございます。

また、施策の立案に当たっては、第5次総合計画と整合し、しかも昨年策定をいたしました地方創生にかかわります朝日村総合戦略の具現化を図り、なおかつ急を要する重要課題を優先しまして、これに伴う国・県の動向を把握した事務事業の推進を図るものでございます。

それでは、この際当面しております懸案事項等につきまして若干申し上げます。

まず初めに、地方創生元年と言われる本年、人口ビジョンの目標に向かって総合戦略の取り組みに当たりましては、このことを見越しまして既に幾つかの施策に取り組んでいるところでございますが、多岐にわたりますので、今後これから申し上げます事項等でご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、新役場庁舎の建設についてでございます。

昨年の12月に設計業者を決定し、実施計画の段階でございますが、現在、役場職員による3部会つくりまして、1つには窓口サービス、2つ目には庁舎の危機管理、3つ目には建設環境等々、それぞれの部会で設計に反映させる項目の検討をいたしております。

また、用地につきましては、隣接している右岸土地改良区上段機場への配管の移設、南側、北側村道の拡幅等、優先的に取り組む作業に取り組んでおりまして、庁舎用地のレイアウト及び設計の基本設計ができ次第、県との手続を進め、庁舎用地の買収に取り組む予定でございます。

次に、安全・安心についてでございます。

まず、防災対策についてでございます。

我が国は、防災のかなめとなります消防団員の確保が容易でない時代となっております、国を挙げた啓発活動がされているところでございます。

私は、消防団活動に関する整備をいち早く取り組み、団員の士気が高まっておりまして、感謝しているところでございます。

そこで、火災に関しましては水利の確保が求められておりまして、防火水槽の新設や老朽箇所について、各分団と各区長で協議を行い、消防団で集約を願ったところでございます。

しかしながら、老朽化等の判断は専門家の調査が必要となりますので、そこで、新年度に現況調査を実施し、村内90カ所の防火水槽の現況把握と消防水利の基準を参考に管理体制をコンピューター化し、村内水利の不足箇所の充実も図らなければならないと捉えております。

この調査により、村内の整備計画を策定し、計画的に再整備を進めてまいる所存でございます。

次に、財政健全化の継続についてでございます。

私は、就任以来、朝日村を朝日村として持続していくため、また村民の皆様が安心して暮らせる村づくりのため、財政の健全化、安定化は極めて重要な課題として、一貫して取り組んでまいりました。

おかげさまで、就任時の極めて厳しい時期を議会を初め、村民の皆様のご理解、ご協力により、また職員の意識改革と努力により、平成26年度決算では、借金の返済比率をあらわします実質公債費比率は7.6%で、県の平均7.2%に近づくことができきております。

この中で特に重要なポイントは、経常収支比率でございまして、平成26年度決算では71.4%で、県の平均84.4%を大きく上回り、財政状況は弾力性があり、良好で県内では上位にランクされると言われております。

また、村の借金は、債務負担を合わせまして56億円となっており、さらに貯金に当たります積立金の総額は30億円でございます。

これにより、現在進めております新役場庁舎建設資金の財源となりますので、村民の皆様には安心していただける財政運営となっております。

次に、暮らし・環境についてでございます。

まず、人口ビジョン目標への対応についてでございます。

私は、就任以来、村の実情に合った人口確保対策を図ってまいりました。

そこで、新年度は移住促進対策の一環といたしまして、土地開発公社が向陽台分譲用地の2期工事に着手し、32区画の造成を年度内には完了し、引き続いて分譲を進める所存でございます。

そして、就任時から取り組んでおります空き家バンク制度も一定の成果があらわれておりますので、引き続いて推進するものでございます。

また、公約としました村営住宅の検討につきましては、現在の村営住宅の老朽化対応を含め、総合審議会でも検討してまいる所存でございます。

なお、婚活支援につきましては、まさに民の力が必要であり、骨身になって地道に根気よく、知恵を出して取り組んでいただく方々に支援をしてまいりたいと存じます。

次に、交通安全についてでございます。

交通安全につきましては、日ごろは交通安全協会朝日支部役員の皆様を初め、村民総参加によります交通安全対応が充実をしておりますので、感謝をいたしているところでございます。

そこで、従来から中信地域の全町村で組織をしております中信地域町村交通災害共済に新

年度全村民が加入をし、掛金を村が負担してまいる所存でございます。

ちなみに、中信地域15町村のうち、全村民加入が6町村となっております。

次に、公共交通についてでございます。

当村は、アルピコ交通が路線バスの廃止に伴いまして、平成21年から定期バス広丘線と村内のデマンドタクシーくるりん号により、生活弱者と言われております方々の足の確保を図ってまいりました。おかげさまで年を重ねるごとに村民に理解をされ、人口は減少時代に突入しておりますが、利用者は年々増加し、好評をいただいているところでございます。

運行に当たりましては、関係機関の参加により、朝日村地域公共交通協議会で毎年運行の反省や利用者及び村民アンケート調査等を参考に、必要に応じましてダイヤの改正を行うなど、内容を充実し、昨年は広丘線定期バスの土曜日運行を新設いたしております。

このたびの公共交通協議会におきまして、新年度（本年4月）から定期バス広丘線を朝の通勤・通学時間帯に1便増発し、帰りの夕方を同じく1便増発しまして、1日の広丘駅への往復を6便とし、広丘からの復路、いわゆる朝日へ帰ってくる復路につきましては、5便とした運行を実施し、利用者の利便を図ることといたしました。

また、デマンドタクシーくるりん号につきましては、近隣市村の公共交通と接続ができ、利用者の利便を一層高めるため、今井道の駅で松本市の西部コミュニティバスに乗り継ぎ、村井の国立病院松本医療センターへの通院ができることとなりました。今井の道の駅からは朝1回で、村井の国立病院からは帰りが2便利用できることとなります。これによりまして、今井道の駅からは、波田の市立病院と村井の国立病院が利用できることとなります。

これらの運行時間表につきましては、広丘線の定期バス及び原口、上今井、上大池、今井道の駅での乗り継ぎができる時間表を全家庭に配布いたしましたので、有効活用されますようお願いものでございます。

ちなみに、乗車料金につきましては、村のデマンドタクシーが100円、松本市の西部コミュニティバスが210円で、村井には片道310円で国立病院に行けることとなります。

なお、現在、山形村の上大池バス停で、アルピコの松本行き定期バス及び山形村の福祉バスとの乗り継ぎで、待ち時間に降雨等、いわゆる雨降り等による避難場所としまして、地権者のご理解をいただき、バス停を設置いたしましたので、あわせてご利用願いたいと存じます。

これにあわせ、原口での待合所につきましても、現在地域の皆さんと協議中でございます。次に、水道についてでございます。

平成23年度から28年度まで6カ年計画で、事業費3億円を投入しました簡易水道再編推進事業は、新年度に最終年を迎えることとなります。

この事業で、大尾沢水源と御馬越水源の統一を図り、時代に合った自動計器類の導入によりまして、ピュアラインで集中管理することができるようになりました。

この中で特に、大尾沢浄水場では、従来放流をしておりました大尾沢水源の伏流水を100%水道水に使用し、不足水を舟沢からの給水で賄うシステムを構築いたしました。

さらに、災害時に本管が破裂しますと、配水池の水道水が一気に放流し、水害の心配がありますことから、古見、西洗馬の各配水池に自動遮断弁を設置し、災害時の対応ができることといたしました。

そこで、新年度では停電時の対応ができるよう緊急用自家発電機の対応を図る計画でございます。

なお、各水源の水質検査では、大尾沢、御馬越、外山（西洗馬）の各水源の水質は極めて良好な検査結果となっております。

また、当朝日村の大きな特徴であり、大きな欠点は、公共施設用地を大半個人所有者から借り上げていることでございます。

私は、この大きな課題を順次解消するため、まず最初に、水道関係施設の必要な箇所を村有化するため、一昨年から取り組んでいるところでございます。

これにより、協議が調った箇所について予算計上いたしておりますので、ご審議をいただきたいと存じます。

次に、道路についてでございます。

まず、県道中組バイパスにつきましては、本年度県が用地買収を開始しておりまして、新年度も引き続き用地買収を行い、あわせて埋蔵文化財の調査を実施しました。これらが整えば工事着手の予定となっております。

次に、村道につきましては、現在工事に着手しております保育園周辺の道路につきまして、引き続き道路拡幅の工事を進めてまいる所存でございます。

これには、本年当初に国の補助が計画よりも減額をされたため、工事がおくれておりますが、通園・通学道路として安全確保は早急に必要でございまして、一層県・国へ要望し、推進をしてまいる所存でございます。

なお、公民館の体育館アリーナ及びグラウンド西側の隅の交差十字路の部分につきましては、現状が小学校方面からの見通しが悪く、課題でございますので、新役場庁舎への連絡道

路改修の際、県道との関連を協議しまして、対応してまいる所存でございます。

次に、新役場庁舎建設に伴います公民館との連絡道路につきましては、道路拡幅箇所と新設箇所がありますが、構想は片側歩道つきの2車線道路で、本年度は一部実施設計を行い、新年度には用地買収等の手続を進め、先ほど役場庁舎の説明で申し上げておりますが、右岸土地改良区の上段機場への配管移設を含め、補助金の確保を図り、平成29年度には竣工の予定で進めております。

そのほか、向陽台集落センターとして、旧おひさま保育園を活用するに当たり、向陽台からの取り付け道路につきましては、新年度予備設計を行い、効率的補助の対応に取り組んでまいる所存でございます。

次に、健康・福祉についてでございます。

ご案内のとおり、昨年6月に起工式を行いました新デイサービスセンターは、昨年11月に完成しまして、直ちに旧施設から移行し、利用サービスを開始いたしております。おかげさまで利用者を初め、職員やボランティア協力者の皆さんからご好評をいただいているところでございます。

現在は、従来の建物を改修中でありまして、年度内に完成予定でございます。改修後は健康な高齢者のよりどころとして活用していただく施設としてまして、名称を「えべや」かたくりの里といたしました。

後刻申し上げますが、介護保険制度の改正によりまして、市町村が要支援の方々のサービスを積極的に取り組むこととなりましたので、グッドタイミングで「えべや」の利用・活用を願うところでございます。

そこで、来る4月10日の日曜日に竣工式を行い、当日は内覧会を予定しておりますので、多くの村民の皆様からごらんいただきたいと存じます。

次に、健康村活動の推進についてでございます。

近年は、全市町村が積極的な取り組みを実施しておりますが、当村は先人の皆さんがいち早く取り組まれ、信大病院の公衆衛生学教授、県の保健福祉事務所及び村内の医療機関の先生方と連携を密にしまして、先人が取り組まれました財産に現代の流れをキャッチしまして、時代に合った健康村づくりを推進しているところでございます。

そこで、新年度は国民健康保険該当者の特定健診について、県医師会との協定により、県内の医療機関での受診ができることとなり、国保加入者の健診機会が拡大されました。

また、従来から実施しております人間ドックへの補助金につきましては、新年度から今ま

での1万5,000円を2万5,000円に、2万5,000円を4万円に引き上げ、多くの方々が健診されますようお願いしております。

さらに、本年も保健師と栄養士がチームをつくり、村内の各家庭を回り、健康相談に応じる等、朝日村ならではのきめ細やかな対応を引き続き進めてまいり所存でございます。

なお、国民健康保険加入者の所得に占めます保険税の割合は中信地域で最も低く抑え、安定的な運営に努めております。

次に、介護保険制度の改正についてでございます。

先ほども申し上げましたが、本年4月から介護保険制度が改正されました。介護保険には要支援——これは1から5まで段階がありますが——の方への介護サービス及び要支援1から2の方への予防サービスがございます。この予防サービスには、訪問介護と通所介護がございます。高齢者がますます進みます高齢社会でございますが、現在、国は介護保険制度だけでは支えられない状況に鑑みまして、多様な生活支援サービスを市町村の判断と創意工夫により総合的に行うよう制度の改正をいたしたところでございます。

これを受けまして、当村では新年度から要支援1・2の方について、朝日村独自のサービスとしまして介護予防や日常生活支援事業を実施することといたしました。

新年度からは、新装オープンをいたします「えべや」かたくりの里で、介護予防サービスを初めとした要支援の方を含め、全ての高齢者を対象とした新サービスを開始いたします。これによりまして、村内の高齢者の皆さんがデマンドタクシーくるりん号を利用し、福祉の拠点であります「えべや」かたくりの里で、日々楽しい時を過ごされ、生涯現役の生活ができますよう期待をするものでございます。

次に、産業観光についてでございます。

まず、農業委員会制度の改正についてでございます。

農業委員会は、これまで農地法等に基づく許認可事務が主体でございまして、農地利用の確保や農地の効率利用の事務については努力規定でございましたが、今回の改正でこれも主体事務と定められました。これによりまして、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止や解消、新規就農の促進に積極的に取り組むこととなります。

さらに、農業委員の選出方法は、今まで公職選挙法に基づきまして実施をされておりましたが、改正では市長村長が議会の同意を得て任命することとなりました。この新体制を強化するため、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱して取り組むこととなりました。

今回の制度改正の目的はT P P関連を含め、1つには農業経営の規模拡大を初め、農地等

の集約化を図り、2つ目には耕作放棄地の発生防止や解消、3つ目には農業への新規加入の促進を図ることとされております。

この改正法は、本年4月から実施することとしておりますが、当朝日村農業委員の任期は来年、平成29年4月までとなっておりますので、法律の改正に伴う村条例の改正を新年度に提案してまいる所存でございます。

次に、中信農業共済組合についてでございます。

平成11年4月に、木曾、筑南、筑北、松本、南安、北アルプスの6団体によります各農業共済組合を合併しまして、中信農業共済組合として発足し、現在に至っております。

内容は、農家の農作物共済を初め、家畜、果樹、畑作、園芸施設、建物、農機具等農業安定化の共済制度に、行政が参画をして運営がされてきました。国は、平成22年に農業共済団体と都道府県に対しまして、「農業共済団体等における1県1組合化の取り組みの推進について」の通達をされ、より一層合理的で効率的な制度運営を行い、農家及び国民の負担軽減を初め、農業共済団体の統治能力を高め、1県1組合化を推進してきております。これによりまして、既に31都道府県が1組合化を進めている現状を踏まえまして、昨年、本県の4地区の正副組合長会で協議がされまして、その後、幹事会で検討がされてきました。このたび、当中信農業共済組合の理事会で協議がされまして、幹事会で方向づけをしまして合併基本事項を承認いたしましたところでございます。

これによりまして、5月に開催されます中信農業共済総代会で、当組合の方針が決定するものと思われまます。

合併によります共済掛金等につきましては、国が告示をする現行の共済掛金率を適用するとしておりまして、また各地区選出の損害評価員、NOSA I部長も現状を維持することとしております。

なお、合併によります名称は「長野県農業共済組合」と称し、事務所につきましては、本所は、現在の連合会の事務所——これは長野市でございますが——としまして、支所につきましては、10支所の方向となっております。合併の時期は来年、平成29年4月が予定されております。

次に、商工観光についてでございます。

まず、村内商工業活性化のためのプレミアム商品券についてでございます。

本年度、第2弾のプレミアム商品券につきまして、この3月1日現在で村内45の事業所が取り扱っておりまして、回収率は85.8%となっております。昨年12月に商工会役員との懇

談の際、今まで利用されなかった人から利用いただいたとの意見がありました。一定の効果があらわれているところでございます。

しかしながら、国はアベノミクスをキャッチフレーズに経済の活性化に取り組んでおりますが、いまだ地方には現実となっておりません。そこで、当村のプレミアム商品券が45事業所で取り扱われていることは当初の目的に沿っておりまして、村内商工業活性化を一層図るため、新年度におきましても引き続きプレミアム商品券を発行してまいる所存でございます。

次に、新信濃変電所についてでございます。

平成25年から7カ年計画で開始しました新信濃変電所周波数変換設備の増設について、変電所用地の拡張につきましては、地権者の協力により現在農業振興地域の除外手続中ということでございます。

また、送電線につきましては、ルートにかかわります地権者の立ち会いを行い、その後同様の農振除外手続に進む予定となっております。

いずれにいたしましても、2020年東京オリンピックで電力が多量に必要な時期に国内電力の融通がスムーズに行われますよう計画どおり進行することを願うものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例11件、予算14件の計25件でございます。

まず初めに、新年度予算について申し上げます。

特別会計を含めました全7会計の予算規模は49億9,481万円で、昨年度は骨格予算でございましたので、昨年度比7億203万円、16.4%の増となっております。

次に、一般会計の予算規模は31億5,310万円でございまして、前年度対比では1億5,050万円、18.8%の増でございます。

このうち主な内容につきまして、若干申し上げます。

歳入では、村税が前年度対比4,992万円の増でございまして、農業所得の増による個人住民税の増額などを見込んでおります。

地方消費税交付金が前年度対比1,600万円の増でございしますが、これは消費税率3%の引き上げに伴う増額でございます。

地方交付税につきましては、前年度対比9,000万円の増でございまして、普通交付税の増額を計上いたしてございます。

また、歳出につきましては、総務費が前年度対比4億4,687万円の増でございまして、この主な内容は、新庁舎建設地の用地購入に7,120万円、向陽台造成に伴います土地開発公社

への事業資金貸付に2億7,000万円、向陽台公園施設の財産購入に7,870万円等でございます。

農林水産業費では、前年度対比1,859万円の増でございます。主な内容は治山関係の雨量観測システムの更新事業に4,040万円、古見原農道の改良事業1,500万円等でございます。

商工費は、前年度対比862万円の増でございます。主な内容はプレミアム商品券発行事業に600万円、緑の体験館コテージ等、観光施設の整備事業に572万円等でございます。

土木費につきましては、前年度対比3億7,483万円の増でございます。この主な内容はあさひ保育園周辺及び新庁舎南側道路の拡幅事業に1億8,498万円、向陽台の道路等の財産購入1億6,420万円等でございます。

消防費では、前年度対比1,884万円の増でございます。主な内容は向陽台の消防施設の財産購入、県の衛星防災行政無線の更新、防火水槽の点検調査事業等でございます。

教育費では、前年度対比1,942万円の増でございます。主な内容はグラウンドの防球ネットのかさ上げ工事、小学校の情報管理システムの更新等でございます。

次に、特別会計では、国民健康保険特別会計が前年度対比1,633万円、2.9%の増となっております。

次に、介護保険特別会計では、前年度対比1,745万円、3.7%の増で、総額4億9,410万円でございます。主な内容は、地域支援事業費が1,331万円の増となりまして、先ほども申し上げましたが「えべや」かたくりの里による新たな介護予防・日常生活支援総合事業がスタートをいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計は、総額4,760万円でございます。

次に、簡易水道特別会計は、前年度対比6,400万円、46.5%の増で、総額2億150万円でございます。

主な内容は、継続事業の統合簡易水道事業で、西洗馬配水池の流量計・水位計の更新等に3,668万円、芦の久保地域の配水管布設がえ事業に3,740万円、向陽台の水道施設の財産購入に1,200万円、西洗馬水源、古見配水池の用地取得396万円等でございます。

次に、下水道特別会計は、前年度対比1億570万円、27.8%の増でございます。この内容は、やはり継続事業のピュアラインあさひの長寿命化計画としまして、水処理の電気計装設備の更新等に6,220万円、新田バイパスの下水道管布設事業に5,950万円、向陽台の下水道施設の財産購入1,700万円等でございます。

次に、あさひプライムスキー場特別会計は、ほぼ平年並みとなっております。

次に、議案第12号から22号につきましては、条例改正でございます。

議案第12号から17号につきましては、国の行政不服審査法及び地方公務員法の改正に伴いまして、関連する村条例を改正するものでございます。

議案第18号につきましては、国の地方税法の改正に伴い、徴収猶予の規定を改正するものでございます。

次に、議案第19号につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、所要の改正をするものでございます。

議案第20号及び21号につきましては、介護保険の通所介護における運営基準などの規定を追加するものでございます。

次に、議案第22号につきましては、国の政令の改正に伴い、災害補償給付の調整率を改正するものでございます。

次に、議案第23号から25号につきましては、本年度の補正予算でございます。

まず、議案第23号 平成27年度朝日村一般会計補正予算（第7号）につきましては、2,737万円を追加しまして、総額を32億9,670万円とするものでございます。

このうち歳入の主なものは、村税で2,470万円、地方消費税交付金3,017万円等でございます。

歳出の主なものは、マイナンバー制度の導入に伴います情報セキュリティ対策の強化に1,092万円、国民健康保険特別会計への繰出金561万円、雨氷被害の倒木処理費として、これは緊急ものでありますが、林業費に250万円、土木費に300万円、林道整備費に500万円、庁舎建設基金積立金に1億6,414万円等のほか、年度末を迎え、計数整理をしております。

次に、議案第24号 朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、1,480万円を減額しまして、予算総額を5億7,173万円とするものでございます。

これは、保険給付費の減額1,965万円が主なものでございます。

次に、議案第25号から26号までにつきましては、年度末を迎え、計数整理が主な内容でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者より補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第31、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時10分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時30分

○議長（清沢正毅君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦勞さまでございました。

散会 午後 4時30分

平成28年第1回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成28年3月15日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村 武雄 君	教育長	柳沢 正喜 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	中村 美代子 君
生活環境課長	曾根 克仁 君	産業振興課長	上條 靖尚 君
会計課長	林 さとみ 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 上 條 昭 三 議員

7番 北 村 直 樹 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせ順に行います。発言台にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いをいたします。また、時間5分前になりましたら事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおきください。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（清沢正毅君） 初めに、5番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 5番、齊藤勝則でございます。

きょうは、私は4問の質問をしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

早速質問のほうに移らせていただきますが、第1番目といたしまして、耐震化の充実で生命、財産、暮らしを守る、こういうことで1番目の質問をしたいと思います。

ちょっと読ませていただきますが、県は、昨年度策定していた県強靱化計画なる案が見えてまいりましたわけですが、主な骨子は次のようなものですので、後ほど書きますが、その趣旨は、過去の大変な経験、いわゆる東日本大震災の経験から、国のほうからもこういう強靱化計画ということが出てきて、県の強靱化計画なるあれが立ったわけでございますが、32の最悪の事態を想定し、被害を避けるための課題や施策の数値を設けたわけでございます。フォッサマグナ沿いのこの長野県の地震想定では、死者は7,060人の予想がされております。市町村の協力で、耐震化診断や改修、橋、緊急輸送路の補強などを進めているということでございます。

それでは、さっきも言いましたけれども、数値を、数値目標ですね、県の、これを資料で見ましたので、出したいと思いますが、ちょっと2017年と2013年というのがありますけれども、年度がずれているのがありますが、そういう計画だそうですので、ちょっと言いますと、住宅の耐震診断と改修、道路の改修ですかね、耐震化、橋とか道路の耐震化率、橋のあれですね、耐震化率、それから、震災対策輸送路の橋の耐震補強、それから、電源つき信号

機、災害情報共有システムLアラート、輸送路斜面の要対策箇所、その他、32に及ぶわけですが、主なものだけちょっと書き出したわけですが、家の耐震化や改修の率ですが、2013年には77.5%だったのが、2017年には90%まで上げたいと、これが県の方針です。

それから、橋の耐震補強も、2011年が83%で、2017年には100%をやるというような目標であります。それから、電源つき信号機は、2014年には64基というのを、県としては104基、2020年までに設けようと。それから、災害情報共有システムLアラート、これが2015年は22市町村でしたけれども、2016年77市町村。それから、輸送路斜面の要対策箇所といいますから、いわゆる崖崩れとかいろいろあると思いますが、これが52%を100%にしようと。こういうようなこととか、それから、農業用のため池の耐震化着手、これが2012年はゼロでしたけれども、2017年には35カ所をやろうと。それから、発電機の設置容量、いわゆるこれは太陽光の発電機ではないかなと思うんですが、で見たエネルギーの自給率、2014年には78.9%ですが、2020年には124.3%に、こういうことが県の目標になっているわけあります。

そのほかにも除雪支援体制、またインターネットの活用、住民支え合いのマップの作成支援、または2017年で全市町村がこれをやってもらうというような内容とか、そのほかにも、隣県との広域支援協定、これは東日本大震災の影響から、やっぱりこういうことをきちんと広域でやらなければいけないということで、そんなような支援協定。住民の水や食料の備蓄など、県の方針は見えてまいりましたが、当村の現状と、今後どのように進めていくのかお聞きしたいと、こういうこととございます。よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員ご質問の耐震化の充実で生命、財産、暮らしを守るということとございますけれども、長野県では、現在国の国土強靱化基本法に基づく長野県の強靱化計画を策定をしております。

この強靱化計画でございますけれども、先ほど齊藤議員さんおっしゃられましたとおり、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、大規模な自然災害に備えるため、災害に対し脆弱な部分を分析し、必要な事前防災、それと減災にかかわる施策を総合的に推進するためのものがございます。計画につきましては、7つの基本目標と、32の起きてはならない最悪の事態を想定しまして、建物の耐震化など、事前に取り組むべき事項と数値目標を定めております。

計画に掲載されている施策につきましては、県やライフラインの民間事業者が実施する施策が中心になっておりますけれども、市町村に関係する項目もございます。これにつきましては、当村では既に公共施設の耐震化、また土砂災害警戒区域の指定、また先ほど齊藤議員さんの質問の中にもございました災害情報共有システムのＬアラートなど、既に取り組んでいる項目も数多くありますので、今後、新たに取り組むべき施策につきましては、県の強靱化計画の内容、また目標や方針を踏まえて検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、県では、今後市町村にもこの強靱化計画の策定を促していきたいということでございます。当村の強靱化計画の策定につきましては今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから、県のほうと相談しながらやっていくということで、既に当村に関係するというのは、やはりＬアラートとか、そういうようなことは実際やってきてもらっているわけです。音響とかいろいろについてはちょっと今後またやっていただかなければいけないと思いますが、大分橋のことについても、必要な箇所は補強をやってもらったりしていて、強靱化計画の対象は、村としては、私の感想としては、よく力を入れてやってきているなというふうに感じておりますが、ぜひこういう県の目標があるものから、県のほうと相談して、ことしでちょうど、よく最近ニュースでも出ているんですけども、東北の大震災ですかね、東日本の大震災、やはりきちんとあれを見直して、忘れないようにしなければいけないという意味で、今回私もどうしても取り上げて聞きたいなと思いついてやったわけですが、以前に耐震診断の補助というようなことを朝日村もやったわけで、その診断と耐震について、住宅のね、そういうことについて今も継続されてやっているのか、それともそこら辺もまた今後力を入れてやっていってもらえるのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいなと思っていることと、それから、もう一つは、池のことも、この中にため池みたいのあったんですが、これも朝日村では見積もりみたいのがあったわけですが、早速に手を出していただいて、これなんかもやっぱり力を入れてもらっているなということで、本当にありがたいなと、早速にやってもらっているんじゃないかなということを感じております。

あと、実は昨年、行政さんと議会で地域の道路とかいろいろなことで、もうみんなこれ含まれると思うんですね。道路とか水路とか、あるいは最近になって言われるようになったんですが、水源、消防用のため池ですかね、これなんかについても、正確には80カ所ぐらいあるとこの間言いましたかね、90ですか、これのあれを、できれば例えば地図か何かに落とし、どなたにでもわかるようなものにしてもらっておけば、例えば地域で何か災害があったような場合とか、火災があった場合にもわかるし、すごいあるなと思ったんですけれども、なかなか場所がわかる場所は、消防さんがつかんでいる場合はいいんです、ところはわかるんですけれども、90カ所もあるということを聞いたときに、ちょっと地図に落としていただけがあればありがたいなというようなことでありますが、そこら辺で、今の耐震診断の補助とか耐震化の支援、それについてももしお聞きできたら、今どういう状況なのかお聞きしたいなと。それと、ため池、貯水池ですかね、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の説明を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから、総務課のほうで担当しております防火貯水槽の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

防火貯水槽につきましては、全村に約90カ所ございます。台帳はございますけれども、いつどのようにつくられたかということがちょっとわからない状況でございまして、容量とかそういったものは台帳にございますけれども、ちょっとそういったところが不明になっております。

28年度につきましては、90カ所全ての防火水槽につきまして、どういった状況であるか、耐震性があるかも含めて調査を行う予定でございます。その結果を踏まえて、また更新等の計画を立てていく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、住宅の耐震診断についてお答えさせていただきますが、住宅の耐震診断につきましては、例年県からの補助金もありまして実施をしておりますが、28年度についても予算化をお願いをしているところでございますが、27年度については申請がございませんでした。要は、住宅の改築等行う際に耐震診断をしていただく方が多いということで、新築等ではそういうことがありませんので、改築の際、また申請してい

ただければ補助対象になりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

それから、ため池の耐震等の関係でございますが、本年度、27年度は、古見区から芦ノ池の漏水等もあるということで、県のほうの県単の事業で芦ノ池の漏水の補修等も行いまして、順次ため池についても耐震、あるいは漏水について行っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 質問というか、これからぜひやっていただきたいということで進めたいと思いますけれども、今言ったように、芦ノ池も早速にやっていただいて、あの池が、上古見はいいんですけれども、中古見、下古見が、本当に万が一の場合あって、水害があったりすると大変なことになるもので、早速に芦ノ池の入り口の坂のあたりですかね、あそこら辺が漏水してしまっていて、早速に補強していただいて、この強靱化計画の中でも朝日村は比較的こういうことについては力を入れてやってもらっていると。それで、大震災の大変な思いを忘れないようにやってきていただいているなということを感じておりますので、今回はこの5年目に当たりまして、どうしてもここら辺のことをきちんと質問したいということで、私、この1番目の質問は出しましたけれども、しっかりと説明をいただきましたので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

これで1番目の質問終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 2番目の質問でございますけれども、フードドライブについて、そして災害地支援についてであります。

読ませていただきます。1960年代に、アメリカでまずこのフードドライブということのあれは始まったわけでございますが、1980年代にはヨーロッパに、そして日本には2007年ころから広まってきたわけでございます。このフードドライブとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物を集め、生活困窮者などに無償で提供する活動でありまして、最近松

本地方で広がりつつあるということでもあります。

昨年10月には活動を啓発、推進する団体フードバンク信州、NPO法人の申請中ですが、これが発足しました。そのほかにも、年越しきずな村などの活動をしている団体もあり、私はこの活動はすばらしいな、この大震災を経験してからすばらしいなと思っております。

もったいない、支援したい、困っている人を助けたい、当然それについてはまず安全でなければいけないし、例えばフードドライブというのは食べ物が多いわけですが、日持ちのよいものなど確認をすることが必要で当然ありますが、支援の対象もしっかりしていることをまず挙げなければいけません、そういうことが内容であります。

既に当村の社協でも、食品ばかりでなく、いろいろな生活のものの提供を受け付けているわけですが、さらにこの流れを事業体以外で広く進められたら、また地元でも開催でき、協力ができたらなど、朝日もすごいなど、こういうふう思うわけでございます。

当村でもこのことで活動した女性33歳の方がいるそうですが、参加して、カップラーメンとかいろいろやったりして、本当にすごいなというようなことを、実は私も、今ここにあるんですが、タウン情報の12月26日ですかね、これに朝日村の女性のことも載っているわけでございます。そういう中で、立派なことをしている方もこの村の中にはいるんだなど、非常に感銘を受けました。

松本では、会場は市役所東庁舎でやっているとのこと。また、その内容としては、米、インスタント食品、缶詰、調味料など290キロが集まったということでもあります。このほかにも、松本市内の6つの児童館、あるいは児童センター運営のNPO法人ワーカーズコープ松本事業所が、昨年3月からイベントや地域の祭りで募ったとのことでもあります。

山形村社協も夏から始めたそうですが、東筑生活就労支援センターから、いわゆる障害者とかああいう立場の弱い人たちのところへ、こういうものをあれして要請を受けているもので、早速にそういうものを連携して提供したというようなことが書かれております。

もちろん当村の新鮮な野菜などは、まさにこういうことをやれば最高ではないかなと思うわけでありまして。松本生活環境課の課長補佐の方も、非常に重要な取り組みと考えておる、定期的にやりたいなど、こういうことも言っているそうです。当村もこの活動に参加してはいかがでしょうか。

もう一つ、私がどうしてもきょう取り上げたいのは、その女性の方とまたやはり同じニュースに、見てすごいなと思ったわけでございますが、東北に行って支援をしている行政職の上條さんもいるわけでございますが、そのほかにも、夫婦で東北のほうに定期的に行って、

もう20回以上にもなると言われておりますけれども、こういうことを率先してやっている人たちを見て、本当に今回のニュースも見た中で、すごい行動をしているなど、こういうことを感じましたので書きました。

ただ、フードドライブにしてもこういうことにしても、なかなか一般の人たちに認知がしていただかないとなかなかできないし、こういう私もまだ2度、1回は議員の仲間でも、村長初め皆さんで行ったわけでございますけれども、それと自分でも2度ほどは支援に行っていますが、なかなかまだ支援の段階にはなっていないですけれども、この5年が過ぎて、本当にきずな、お互いの助け合いのきずなというのはすごい大事だなと、こんなふうに思いまして、今後、支援現場のことについて、現状などもぜひ、上條さんが今行っておりますけれども、何かの機会に、イベントとかそんな機会があれば、あちらの状況も発表してもらったり、写真等でも出してもらったりして啓蒙していく必要があるんじゃないかなと思いますし、フードコートについても、村としても、社協ではそういうことを既にやっておりますけれども、ぜひ、その女性の方も言うておりましたが、村の中でもそういうような活動ができたらいいかなというようなこともちょっと書いてありましたので、ぜひ行政のほうとしてもそんなようなことを考えたらどうかなということで質問しましたが、そこら辺のお考えをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村住民福祉課長。

〔住民福祉課長 中村美代子君登壇〕

○住民福祉課長（中村美代子君） 齊藤議員のフードドライブ活動に当村も参加をというご提案についてですが、フードドライブは、家庭や企業で余っている、食べられるのに捨てられてしまう食品を学校や職場などに持ち寄り、それをまとめて地域の福祉団体やフードバンクなどに寄附する活動だと聞いております。全国組織ができ、フードバンク信州の活動も昨年10月ごろから始まったと聞いております。まだ食べられる食品が大量に廃棄されている一方、きょう食べるものがないという現実の中で、この活動は今後広がっていくものと思われま

す。朝日村社会福祉協議会も加盟しております松本圏域の松本ブロック社会福祉協議会では、ただいま検討しており、圏域全体として今後取り組んでいく方向だと聞いております。この活動は、まさに民間から始まり、善意の活動として広がっておりますので、朝日村で開催されることになれば、会場手配や広報などで協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから、被災地支援の関係でございますけれども、現在、被災市町村につきましては、一日も早い復興を目指しまして全力を挙げて取り組んでおります。復興事業の本格化に伴い、事業量が増大しまして、職員の確保が急務となっている状況でございます。

現在、都道府県及び市町村から人的支援のための職員派遣が行われておりまして、全国から2,022人の職員が被災地に派遣をされております。県内の市町村からは、11の市町村に15名の職員が派遣をされている状況でございます。

当村も、同じ行政の立場として被災地を支援するため、平成24年度に1名、平成26年度から27年度にそれぞれ1名の職員を被災地の宮城県山元町へ派遣を行っております。また、来年度、平成28年度につきましても職員1名を派遣し、被災地の人的支援の継続を図ってまいりたいと考えております。

また、ご提案いただきました支援現場の状況、取り組みの発表についてでございますけれども、広く住民の皆様には被災地の現状、また復興の状況を知っていただくことは、被災地への個人ボランティアの参加にもつながっていくと思いますので、広報紙がよいのか、またイベント等の場がよいのか、また今後何かよい機会を捉えて実施するよう考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、両課長のほうから説明いただきまして、確かにそうだと思います。社協と、これはやっぱり行政だけではなくて、民間もうんと大事なことだと思うので、年越しきずな村にしてもそうなんですけれども、一般の方が非常にこういうことに興味を持っていただいてやっているということで、ぜひ民間の力も大いに協力していただきながら、こういうことを朝日村でやれたらすばらしいことだし、また、もし朝日村でなければ、その地域のやっているようなところへ協力するというようなことをぜひ朝日村もやっていただければ、私もこの33歳の女性の意見を見て、本当にいいことなもので、やっていきたいなど。そして、何らかの形で支援をしていきたい。これこそが日本のすばらしいきずなの源だと思うもので

すから、ぜひやっていただきたい。

今、当村でも夫婦で行っているという方は、何回か行っている方いますが、東北の支援についても、上條さん初め、ご夫婦で行っている方たちなんかの、何か機会があれば、朝日村のイベントの中でぜひお話なんかしていただければ、啓蒙につながるんじゃないかなということで、いいことなものですから、ぜひ検証して行ってやってもらいたい、こういうことを述べまして、この2番目の私の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 3番目の質問でございますが、私の立場上から、どうしても政治的なことは一個出さないわけにいかないということでありまして出したわけでございます。TPP、安保法反対など、国の施策に物の言える自治体をとということであります。

最近、私も危惧を感じているのですが、国の権力者が報道機関に物も言えぬような圧力をかけるというような事例やら、そういうものをかいま見るわけですが、これは、私は権力のおごりではないかなと思うわけでございます。また、逆に報道機関にも、さわらぬ神にたたりなしというような視点をちょっと見受けられる報道機関もあるわけでございますが、こういうことが心配であります。沖縄問題も、地元の意見も聞かずに力で押す国の姿勢も気になってまいります。自分の自治体に当てはめれば、本当に大変なことだと思うわけでございます。

ただ、私が今、救いに思っておりますのは、今の若い人たちが物言える行動を起こしているということ、また、大半の国民の皆さんが平和な国づくりを望んでいるということでもあります。決して、またここにも書いてありますが、イスラミックステートや北朝鮮のような軍国主義的な、言葉は悪いかもしれませんが、私から見れば本当にそんな感じでありますけれども、将来はないなど、こういうふう思うわけでございます。

また、TPP反対は、真の意味での、私は農業を守る意味での国防である、これは以前村長のほうからも言ってもらったわけでありまして、非常にありがたいと思うわけでございます。また、安保法成立で再び日本を危険にさらすことはしてはいけないなど、私は深く思うわけであります。

今、この下にも書いてあるまち・ひと創生、あるいは人口ビジョンということで、若者を

多くあれしていかなければいけない、育てていかなければいけないという中で、私はまさに若者は国の宝であると。これからの日本をしょって行くにはどうしてもこの若者を大事にしなければいけない。こういう意味で、ぜひ憲法を守っていただきたい。今これが、ことしあります選挙戦の一番の争点になるのではないかなと思うわけですが、真の意味での国内の発展、これをやっていただくために、この若い人たちをどうしても中心になってこれからはやっていっていただかなければいけない。

こういう思いから、今回この平和についての、あるいはTPPについて、日本の将来の本当に明るい国であるようなふうには私自身も考えておりますし、ぜひ地域としても守っていただきたいと思いますなど、こんな思いから、いつも申しわけないわけですが、この政治の問題、一つ出していただきましたので、ぜひ村長さん、あるいは課長のお考えがあったらお聞きしたいなど、こういうことでございます。よろしくお願いします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 3番目の質問のTPP、安保法反対など、国の施策に物が言える自治体というタイトルで、この齊藤議員のご質問の国の根幹にかかわる重要案件等につきまして、自治体が国に対して意見が述べられる、そういった自由な社会づくりが必要であり、その思いはということでございます。

国に対しましては、一自治体が単独で発言を行いましても国を動かす力にはなりませんので、私ども従来から、地方6団体という表現をいたしておりますが、全国知事会、都道府県議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議長会、これが6団体であります。それぞれその同じ思いの立場で議論をし、決議をされ、これを政府及び与党との協議を初め要望活動を行ってきているのが実態でございます。

私の立場からは全国町村会を通じまして取り組んでおりますので、議員の皆さんは全国町村議長会を通じて活動されているところでございまして、十分意見を申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、村長のほうからもお考えを聞いたわけでございますけれども、本当にそういうことで、全国村長会とか、あるいは地方6団体の皆さんもそういうことで声を上げておりますので、これはやっぱり大半の意見でありまして、日本、私がちょうど生まれたのが終戦の年でありますけれども、戦後70年、本当に自衛隊の方も海外で亡くなることなくやってこられたのは、本当に今の平和憲法があるなという意味が大きな力だと思います。

そういう意味で、ぜひ今のような団体の皆さん、私たちも個人的にも一生懸命になって、ぜひ平和を守っていただきたいと、この国の平和を守っていただきたい、こういうことが力を入れてやっていきたいと思っております。

実際に、国としては、今、南スーダンですかね、こちらのほうへ自衛隊が実際今派遣されて、若い人たちが行くというような状況が今深まってきているわけでございますけれども、これで本当に海外に行って、自衛隊の方が亡くなったりどうかしたら、これは大変なことになると思うものですから、今、そういう意味でここで取り上げなければいけないなということで、今、具体的には裏ではそういうことが進んでいるということを知っていただきたいなということで、ぜひ反対していただきたい、こういうことを、私は立場からしてもそういう思いでいますので、ぜひこれからも地方から団体で声を上げていただいて、私たちも個人的にも声を上げて行って、平和の国づくりをやっていきたい、憲法を守るすばらしい国づくりをしていきたいと、こういう思いでありますので、この質問を、そういうことをお願いしましてこの質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 4番目の質問であります。これは、多くの議員さんからも出ておるわけでございますが、雨氷による森林の惨状と松枯れについてでございます。

県内あちこちもさることながら、当村の雨氷の被害を直視すれば甚大なものがあると思えます。民有林、共有林など全山ですと、恐らく太い木、あるいは細い木、各樹種を合わせますと、被害木を私は数千本から万本近いものになるんじゃないかなと、こんなふうに思われます。

この被害木の整理はかなり時間を要すると私は思われますが、どのように対応していくのでしょうか。ここら辺をお聞きしたいことと、それから、昨今の異常気象により、大雨によ

る倒木の流出の危険などがあるのではないかなということでもありますので、そこら辺のことと、また、電気柵の被害など、全村で見えますとかなり、せっかく立派なものをつくってもらったわけですが、かなり傷んでいるなということも聞いております。このことについての今後の対策を聞きたいことと、三区でも山の現状と対策を今後の課題としてしっかりと中を見て検討していきたいと、対策を立てていきたいということを三区の理事者の中からも出ております。

そんなようなことで、村は全山の対策はどのようなお考えで、これから全山の被害木とか流木の心配、こういうようなことに対してどんなような対策を考えているのかお聞きしたいことと、松枯れの現状をお聞きしたいと、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、齊藤議員ご質問の雨氷被害による倒木等の被害木の整理、森林整備についてお答えをさせていただきます。

雨氷被害につきましては、中村村長の提案説明にもありましたとおり、甚大な被害が発生しているとともに、森林被害については、全体の被害把握ができていないのが現状でございます。議員のお話のとおり、被害木はかなりの本数となり、その整理には時間が要するものと考えております。

そこで、今後の対応といたしまして、引き続き被害把握に努めるとともに、県と連携を図り、保安林指定の山林については県の治山事業などにより整備を行うほか、造林補助事業を活用し、森林所有者に対する支援を行うなどの対応を図っていきたいと考えております。三区、西洗馬両生産森林組合につきましても同様でございます。

また、今後の大雨等による倒木の流出や土石流等の災害も予想されます。松本地方事務所林務課と打ち合わせを行い、速やかに確認を行う中で、危険度の判定をし、順次倒木処理を行ってまいりたいと考えております。

それから、松枯れの対策についてでございますが、現在当村ではマツノザイセンチュウによる松枯れは発生しておりませんが、今月に朝日村松くい虫対策協議会を開催し、今後の対応について検討をする予定でございます。

この雨氷被害によるアカマツの枝折れも確認しております。樹勢が衰えることにより、松

くい虫の被害も考えられますが、標高が900メートルを超えていることから、当面は注視していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからも説明がありまして、県の指示を仰ぎながらやっていきたいと。また、全体もまだはっきりは把握されていないということで、大変だと思います。実際に数から見れば、入のほうを見れば大変な状況ですし、古見のほうでもかなりの被害がある地域、標高には出ております。そういうようなことで、これからいろいろ対策を本当に村民と協力でやっていかないと大変なことだなと思います。

また、さっきも言いましたが、電気柵、これもいいところはいいんですが、悪いところは支える柱から全部やられているというようなことで、これからまだやらなければいけないところもあるわけですが、ぜひそこら辺も計画を立てて、緊急度合いの高いところからやっていっていただかなければいけないと。これも予算が非常にかかるものですから、そこら辺はまた後で聞きますのでいいですが、ぜひそこら辺もしっかりと力を入れてやっていかないと、その被害もかなりあるなということを知っておりますので、力を入れてやっていてもらいたいと。まだ未実施のところもあるわけですが、大変だと思いますが、ぜひ行政のほうとしても、そこら辺をしっかり踏まえながらやっていっていただきたいなと思います。

問題は、さっきも言いましたけれども、電気柵の被害について、本当に古見の地域も私ちょっと見て回ったわけですが、ほとんどのところはしっかりしたところもあるんですが、やはり木の枝が折れたのがかかったところは、目に見えないようで結構痛んでいるなということを感じました。そういうことで、ぜひ全村のそういう箇所もしっかり調べていただいて、今後の対策を考えていっていただきたいなと思います。

松枯れにつきましては、一応山形との境、ここだけに発生しているんじゃないかなと思いますが、ほかにちらっと枯れたような松があつたりする、枯れが目立つような松がありますと、ちょっと苦になりまして聞いたわけでございますが、今のところその箇所以外はないというようなことで安心しました。

そんなことで、ぜひこの森林の被害についても力を入れてやっていっていただきたい。大変だと思いますけれども、計画を立てて、被害が余り起こらないような形で進めていって

ただければありがたいなということをお願いしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで、齊藤議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） 次に、6番、上條昭三議員。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

第1問目、雨氷被害について。

これは、前回の齊藤議員の質問にもございましたが、別の角度から質問させていただきます。

（1）番として、雨氷被害調査にドローンの導入を提案しますということで、1月末に朝日村で、余り聞いたことのない雨氷の被害が発生しました。90ヘクタール以上の山林に倒木が確認され、その被害の全容はまだ不明でございます。そこで、雨氷被害の調査や、（2）で質問します倒木の二次災害防止のために、ドローンの導入を検討されてはいかがでしょうか。今回の雨氷被害の調査だけではなく、朝日村の87%を占める山林の管理のために使えるのではないのでしょうか。

（2）番、雨氷被害の倒木による二次災害について。

雨氷被害の倒木した場所によっては、倒木が原因となる土石流災害が発生するおそれのある場所が幾つかあると思いますが、大雨が降る時期までに対処できますでしょうか。今回、4,000万円かけて雨量観測システムの更新の事業計画が出ていますが、今まで以上にこのシステムを十分活用して、人的被害が起きないようにお願いしたいと思います。

以上が1問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の、雨氷被害調査へのドローンの導入等についてお答えをさせていただきます。

ドローンと呼ばれる無人航空機はさまざまな用途があり、近年メディア等で多用されており、ご承知のとおりでございます。当村でも農地管理の目的で1機を所有しており、災害時の状況把握でも利用できるものと考えております。

議員ご提案のドローンでの雨氷被害調査については、倒木からの二次災害防止や、容易に被害地への到達が可能であることから活用も考えております。また、今後の森林管理においても活用を図ってまいります。ドローンの機能やオペレーターの技術等により、山間部での使用は難しいと言われておりますので、適した場所を選定し、状況に応じ活用していきたいと考えております。

次に、雨氷被害の倒木による二次災害についてでございます。議員ご指摘のとおり、倒木が原因となる土石流の発生するおそれはございます。齊藤議員からのご質問の際お答えさせていただきましたが、被害が大きく、整備には時間を要することから、県と連携を図り、危険度の高いと考えられる沢、箇所から対応したいと考えております。

また、雨量観測システムにつきましては、更新後、防災面での利用も運用方法の中で検討をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） この雨量観測システムにおいてちょっとお聞きしたいんですが、この雨量観測システムで観測したデータをどのように住民に警報を出すのでしょうか。自動で防災無線に入るのでしょうか。また、警報を出すときの雨量の基準等あれば教えていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 雨量観測システムについてでございますが、現在、雨量観測システムについては、観測箇所が、野俣沢の木祖村との境に1カ所、それから三俣の檜俣の入り口に1カ所ございます。これは、本体が、この隣の健康センターの2階にあります事務

所に受信本器がありまして、そこでデータを無線により受けております。

このシステム設置が、もう20年ほど前に、県の林務の治山の雨量をはかる、治山事業を行うために雨量をはかる目的で設置されたものでございまして、具体的には、時間何ミリの雨量が、雨が降ったかという雨量をはかるものでございます。

このシステムが老朽化しまして、データが保存できない状況でございますので、今回更新を行うものでございます。

このデータについては、今のものですので、自動的に保存がされていきます。基本的には、治山等の山の災害発生時に補助金等をもらう関係で、雨量の基準が決まっております。それを確認するために具体的には使っております。ただ、雨量が確認できますので、その雨量を使って、今後災害時等の避難等に使う際には、今後の運用方法の検討をする中で、使っていくかどうかということで確認していきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 4,000万円もかけるんですから、人的被害の防止に十分役立てていただきたいと思っております。多分1時間に70ミリ以上の雨が降れば、人的被害が土石流で発生するおそれがあると思っておりますので、速やかにデータを住民の避難に役立てていただきたいと思っております。

以上で1問目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

観光についての一つの提案ということでございます。

朝日村では、鳥獣被害の防止柵をつくりましたが、その柵を乗り越える猿の被害に苦しんでおります。その猿の被害を逆手にとって、発想を変えてみてはいかがでしょうか。猿に餌づけをして1カ所に集め、方々に出ないようにするという事です、観光の目玉にしようと

いう提案です。例えば、御馬越原に朝日村野猿自然公園をつくり、外国人観光客を呼び込んだらどうかというものです。猿は珍しいと思う外国人が多いと聞いていますので、いかがでしょうか。

以上が2問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 上條議員のまず、観光についての一つの提案。

その前に、猿が出没して困っている、このご意見がありました。村は鳥獣被害防止のために柵を入れるときに、地権者の皆さん、いわゆる所有者の皆さん、地域の皆さんに緩衝帯を5メートル離して、そしてフェンスをつくらないと出ますよ、そういう中で、ただ、やはり山林の個人所有者ですから、この木は切つていけないというものがありますと、これは切れませんので、現実にはそのことによって、逆に猿は利口ですから、木から木へ渡つて出没している。

でありますから、このことはあくまでも、私はまたこの後きっと質問が出るかと思いますが、その地域、所有者と十分話し合つて作業されますと、そういうことはない。現状では、個人のそういった意見がよつてありますから、村民の皆さんからは、そういった意味でよくご理解をいただきたいと思つております。

村は、伐採していいと言いますと、十分そのところは切つて緩衝帯つくりますので、緩衝帯がしっかりできているところは猿の出没がないということもご理解いただきたいと思つます。

そこで、上條議員が、猿に餌づけをして1カ所に集め、観光の目玉の提案でございます。猿を利用しました県内の観光では、ご案内のとおり、山ノ内町の地獄谷の野猿公苑、温泉に入る猿を見学に、最近では外国観光客が主力になっているのは実態であります。また、県外では、日光の猿軍団、河口湖の猿まわし劇場等、観光地となつておまして、これらはまさに地域の環境と民の皆さんの本気度で成り立っているところでございます。そういった意味では、上條議員に期待をするところでございます。

参考までに、私は昨年、山ノ内町の町長と懇談をした際、冬期の寒冷時期に地獄谷で温泉に入る猿を、夏場に来場する外国観光客が、温泉に入っていないと苦情がしょつちゅう出ているということで困っているという話もお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はありますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 鳥獣防止柵の木の伐採についてはいろいろあるわけですが、うちの実際裏山もつくってもらったんですけども、5メートル離して切ってくれということで、担当者に、担当者というか伐採する一期会の皆さんに話しましたところ、村からは予算がないからそんなに切れないと言われたそうでございます。事実かどうかは別でございますが。

観光につきましては、今後、観光協会もできますものですから、十分また検討されるものと思います。

以上で2問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

企業誘致についてということでございます。

朝日村の総合計画にも総合戦略にも企業誘致の促進とあり、平成28年度当初予算重点施策となっています。これを推進するためには、大きな企業だけでなく中小の企業も積極的に誘致していく必要があると思います。

朝日村には、白地なので農地を売りたいと思っている人もいます。その情報を集め、村のホームページに載せ、PRして、中小の企業の誘致につなげていってはいかがでしょうかということで、3問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員ご質問の企業誘致についてでございますけれども、企業誘致につきましては、村の自主財源の確保、また総合戦略における定住促進や転出者の抑制のための重要な課題であると捉えております。

上條議員ご提案の、農地を売りたい方の情報を集めて企業誘致をしてはいかがということ

でございますけれども、個別の農地を対象に企業誘致を行いますと、住宅地の中に企業が混在したり、農地が虫食い状態になったりするため、村では、平成18年に策定をいたしました第3次国土利用計画の朝日村計画の中で、村全体の将来にわたる土地利用について定めておりました。この中で、住民の皆様への意向調査、また県の農政部局などの協議を行い、村民の皆様のご理解とご協力をいただきまして、企業用地として農地から宅地に転用する区域というものを定めております。

現在の国土利用計画では、IHIシバウラの南側、それとピュアラインあさひの対岸の水田地帯、通称くりあげ場と言われるところ、それと原新田から今井にかけての農地、ここを企業用地とする区域として設定をしております。既に、IHIの南側につきましては、平成22年にカンロ株式会社、また原新田から今井にかけての農地につきましては、平成25年に東京堂の7号棟を誘致してきているところでございます。

なお、この国土利用計画につきましては、今年度、平成27年度が策定から計画期間の10年を経過をするため、来年、平成28年度に新たな第4次国土利用計画朝日村計画を策定することとしております。この中で、企業誘致をする区域につきましても改めて見直し、それと再設定を行う計画でございまして、中小企業を含め、その後、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 今の総務課長の返答で、今後、国土利用計画を改定するという事で、今後大企業、大きな企業を誘致するだけではなくて、中小も呼んでいかないと、余り大企業は来ないと思いますので、中小にも今後力を入れていただきたいということで、私の全質問を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） 次に、7番、北村直樹議員。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹でございます。

私は、今回、コテージの利活用についてということで質問のほうを絞らせていただきたいと思います。

これは、私も何回か利用させていただいた中で、気づいたこと、また、いただいた声を盛り込んでおりますので、ちょっと長くなりますが、一度ご確認していただきたいと思います。

それでは、お読みいたします。

当村の宿泊施設、コテージですが、2014年11月29日に竣工式が行われ、はや1年経過したわけでありまして。

つくりは、朝日村で生まれ育ったカラマツをふんだんに利用されておりまして、地産地消の建物であると思います。室内はカラマツのいいにおいがしますし、また、木でできているため非常に温かみがあります。中の構造は、最新型のお風呂やキッチンシステムが完備され、情報、またインターネット環境もWi-Fiが設備されておりまして、非常に使い勝手がよいつくりとなっております。

そこでお尋ねいたします。昨年、2015年1月1日から12月31日の1年間の利用状況を次のとおり教えてください。

1つ目、年内の利用組数と利用者の数。2つ目、村内の利用者数と村外の利用者数。3つ目、宿泊者の平均な宿泊数。4つ目、施設の稼働率。こちら365日掛ける10棟を100%にした場合の稼働率を教えてください。

関連がありますので、そのまま引き続き進めさせていただきます。

私、この施設を夏と秋に利用させていただきました。そのときに、都会に住んでいる方をお招きしまして、そこで実際に使ってみた都会の人の声というものを幾つかいただきましたので、ご紹介させていただきたいと思います。

とても空気が澄み渡り、自然豊かな場所にこんなすてきなコテージがあるなんて知らなかった。またここを利用して家族とのきずなを深めていきたい。こちら40代の主婦の方からお声をいただきました。

ここのコテージの利便性はとてもよい。キッチンやお風呂を初め最新設備が整っている。また、職業柄IT業務、インターネットに関連する事業をしているんですが、ネット環境が充実しているため、次回、社内の従業員を連れて合宿先として利用したい。こちら30代の企

業家からいただきました。

続きまして、都会から非常にアクセスしやすい。高速道路1本で来られるため、都会生活や仕事に疲れたら、リフレッシュ先として、保養施設として利用したい。ネット環境も整っているのです、仕事の上、また業務に全く問題はないと思っている。こちら50代の企業家の方です。

続きまして、立地条件が非常によいと。夜になると満天の星空が見え、都会では見ることのできない星空が見える。近くには川も流れ、子供たちも川遊びができて、夏の行楽シーズンの場所としては最高という声をいただいております。

ほかにもたくさんうれしい声をいただいております。

以上のことから、このコテージの存在は、将来、この朝日村にとって観光の名所の一つになる存在であると私は確信しております。となれば、今後このコテージのアピールの方法が非常に大変重要になってくると思いますけれども、そこで、今回、村長の提案説明にありますように、新年度予算の緑の体験館コテージ等に予算を計上しておりますが、今後どのような計画のもと執行されるのかをお尋ねいたします。

次に進めさせていただきます。

私は先ほどよい点を申し上げましたが、当然利用者側から、こういったところは改善できないか、むしろこういった声を聞くほうが、私としては非常にいいのではないかと考えておりますが、その声を幾つか聞いてまいりました。その声を受けとめまして、改善できるところは改善すべきだと、このように思っております。

それでは、いただいた言葉をお伝えしたいと思います。

サンダルの準備があればうれしいという声をいただいております。こちらは宿泊者の方、大抵テラスでバーベキューのほうを行います。その際、入り口が東口にありまして、テラスは南のほうにありますので、靴を、大体出入りするときは東の入り口に皆さん靴を置くわけですが、バーベキューがある南のテラスのほうと東の入り口だと少し距離がありますので、大体バーベキューをする東口からみんな出入りします。そのときに、やはりバーベキューをするので、たくさんの料理や飲み物を運ぶ場合があります。そのときに、両手で料理を持っているわけですので、靴を履きかえるというのは非常に面倒だという声があります。

また、そのとき、宿泊する方、旅行気分で来ておりますので、非常にいい靴を履いてきておりますので、何回も出入りしているためにかかとを潰してしまうということで、せっかく旅行のときにいい靴を履いてきても、そうやって出入りをするとかかとを潰してしまうとい

うことで、できればサンダルを準備してもらえるとうれしいなという声をいただいております。

そこで、朝日村には特産でねずこげたというげたがありますので、それを各棟に配置しまして、利用者の靴を使わなくても、げたを利用していただくことはできないかという声をいただきました。

続きまして、朝日村産の野菜の販売。

宿泊するとき、電話でバーベキューをしますかという確認を行います。その際、朝日村の野菜を販売することはできないでしょうかと。宿泊客は前もって電話をしますので、そこから調達時期を調整すれば、野菜の販売が可能かもしれません。何よりも、ここで野菜を販売することで、朝日村のげたもそうですが、一つ朝日村の地産を知っていただき、村外の人によきPRができるものではないかと考えております。

続きまして、室内の階段に、段差に注意書きをしてほしいという声をいただいております。

室内とキッチンと広間の間なんですけど、若干、約10センチほど段差のほうができております。当然中は同色、同じ木種を使っておりますので、非常に段差が気づきにくいという声がありました。実際、子供たちが部屋ではしゃいだ際、段差に気づかずに転倒した事例があります。また、子供たち以外にも、昨年10月16日ですが、林業活性化委員会の研修会で、村外の議員さんが視察に来られた際、やっぱりそこに気づかなくて転倒するといった事例がありました。なので、今後、大きな事故を予防するためにも、注意書き等の対応策をとることはできないかということになります。

続きまして、ホームページの改善ということですが、これだけやっぱり立派なコテージですが、広告となるホームページが弱いという声をいただきました。この声は、一度夏使っていただいた方が、秋、また別の方と利用したいといったときに、ホームページないんですかと言われたときに、指定のホームページを見せたんですが、写真等々の写りが余り思ったほどよく写っていなかったという声もありましたので、せっかくそういったリピーターになる方がいらっしゃいますので、そのホームページをより強化にする必要があるのではないかと、このように思っております。

そこで、次のことをお尋ねいたしますが、現在コテージの運営は、指定管理者制度のもと運営をしております。その管理下の運営下でも必要に応じて工夫、それから改善をしていくことは可能かどうかということになります。

続きまして、先ほどから私は、村外の利用客目線でお話をさせていただきました。村内利

用者の促進を私はもっと強化するべきではないかと、このようにも思っております。

繰り返し申し上げますが、私はこのすばらしいコテージをもっと身近な朝日村の方に利用してほしいと、このように思っております。なぜなら、この場所で家族と過ごし、その思い出を心の一ページに刻んでほしいと思っております。小さい子供たち、これから春休み、それから夏休みと長期の休みのときに、必ず家族でどこかイベントとして出かけると思います。そのときに、思い出はと聞いたときに、海に行った思い出、それから大きな遊園地での思い出、そういったことも大事だと思いますけれども、そういった思い出の中に、この朝日村のコテージでバーベキューをした思い出、それと家族で過ごした、夜空を見上げた思い出が私はあってもいいのではないかと、このように思っております。まさにこのコテージを通じて朝日村の郷土愛を養ってほしいというふうに思っております。その郷土愛が、行く行くは成人した若者の中で、朝日村に残り、はたまた故郷の朝日村に帰る一つのきっかけになるかもしれません。

そこで、今後のコテージの利活用の方法といたしまして、教育面から、保育園、小学校と提携してレクリエーションの場所として、あるいは野外授業の一環で、保護者と一緒に利用することは検討できないかということと、また、サービス面で、行政側でもっと村内の皆様の利用者に割引サービス、例えば誕生日には何%の割引や、宿泊回数が何回以上なら1泊無料等々のサービスは検討できないかということになります。

以上になります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、北村議員ご質問のコテージの利活用についてお答えをさせていただきます。

初めに、利用状況についてでございます。

緑の体験館コテージは、ご案内のとおり、2014年、平成26年12月から営業を開始し、本年2月までで1年3カ月を経過しております。この間の利用状況についてでございます。

平成26年度、26組249名、平成27年度、162組763名、計188組1,273名の方に宿泊をいただいております。村内外の利用者数は、村内が328名、村外が945名、平均の宿泊数でございますが、1泊が79%、2泊が18%で、目的はさまざまでございますけれども、1週間程度宿泊を数回された方もいらっしゃいます。施設の稼働率につきましては、8月、9月の

20%台をピークに、年平均8%となっております。

次に、新年度予算の執行についてでございます。新年度、緑の体験館コテージ環境整備工事として472万円を計上しております。これは、コテージ外壁部の雨風が吹きつける部分の箇所へ木材保護のための塗装工事、また、雨を防ぐための軒天増設工事を実施するものでございます。

次に、議員からご提案いただきました4項目についてお答えをさせていただきます。

まず、コテージは、ご案内のとおり指定管理者が管理をしており、条例の範囲内において指定管理者が運営方法を判断し、行っております。その中で、指定管理者は、このコテージは市街地等にあるホテルとは違い、当村の自然を生かした田舎の自然体験型宿泊施設を目指し、朝日村を故郷と考え、定期的に当村を訪れ、繰り返し利用するリピーターをふやしながらか客を回る考えでございます。

また、リピーターからは、石けん、シャンプー等のアメニティグッズを持参いただくことを基本としておりまして、経費の削減を図り、その分、料金設定を低くする考えでございます。

そこで、議員ご提案のサンダルについてでございます。設置することにより、宿泊前に清潔を保つための作業など、その人件費等がかかります。そこで、指定管理者からサービスの提案といたしまして、サンダルを含めたアメニティグッズは、お客様個々のもの、マイサンダル、マイシャンプー等をご用意いただき、コンテナ等により管理しまして、次の宿泊まで預るサービスを検討しております。もちろん必要に応じ、アメニティグッズの購入ができるサービスもご用意しております。ねずこげた等の村の特産品についても、マイげたとして購入いただけるようなご案内の方法も検討をしてみたいと思っております。

野菜については、事前の予約で宿泊時の調達は可能でございます。販売につきましても、JAと調整を図る中で、積極的に検討したいと考えております。そのほかに、とれたての野菜サービスを検討しておりまして、協力していただける農家の募集を考えております。

室内の段差については課題として捉えております。事前の説明を行って現在対応しているところでございますが、今後の対策の一つとして、ロングパーテーションなどの対応も考えております。

ホームページにつきましては、改善の余地があると理解しております。村のホームページと連携を図りながら、よりよい情報提供ができるよう、指定管理者と打ち合わせを行いまして、改善を図ってまいりたいと思っております。

このような改善、取り組みを行ってまいりますので、村民の皆様にはぜひゲストハウスとしてもご利用いただくことをお願いをしたいと思います。と考えております。

つぎに、保育園、小学校との連携についてでございます。宿泊を目的とした利用につきましては、コテージを使用させていただくことをお勧めいたします。レクリエーションとして野外授業や保護者との屋外での活動を目的とする場合は、キャンプ場のバンガローをご利用いただくと活動の範囲も広がります。それぞれの活動の内容により選択していただければいいかと考えております。

これまでもこのような活動をいただいておりますので、さらにPRを行い、引き続き利用者の増を考えていきたいと考えております。

それから、割引サービス、ポイントカード等の発行については、現在指定管理者としては考えておりません。指定管理者としましては、ポイントカード、割引サービスがあるから来るという考え方でなく、コテージにもう一度泊まりたいということをお客様に思っただくことを目的としてやっていきたいということですので、そういうサービスは現在考えていないということでございます。

各要望につきましては、今後お客様からのご意見、将来にわたり多ければ、サービスとして検討されると考えております。

それから、一般のお客様以外に村が宿泊等を受け入れる行事としまして、少し新年度予定がありますのでご紹介をさせていただきますと、8月に長野県町村会の政務調査会産業経済部会がございます。また、10月には中部地区水源林造林協議会の総会が当村を会場に計画されておりまして、村内外からコテージへの宿泊を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 数多くの質問に答えていただきまして、ありがとうございます。

今回、稼働率の部分についてお尋ねしたいと思います。夏場20%で平均8%、初年度としてこの数字を上々と見るべきなのか、はたまたもう少しやることができなかつたか。これは今後大きな一つの課題として今後検証していく必要があると思いますが、今後の将来、このコテージについて、今後どのような立ち位置として村は考えているのかというところを課長にお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、まず稼働率についてでございますけれども、年平均の8%については、決していい数字ではないと理解しておりますが、まず1年経過する中で、指定管理者として運営をする中で、夏場の20%台については、1年間の職員の研修というか、徐々にお客様をふやしていく中での管理ということで行ってきているということで聞いておまして、今後は少しずつこの数字は伸びていくと考えております。

また、今後の村の方針については、指定管理者の中でも、先ほどお話ししましたけれども、まず田舎の自然体験ができる、そして朝日村をふるさととして、リピーターとして来ていただけるような環境づくりの中でお客様に来ていただくということが、今後その自分のアメニティグッズ等を持っていただく、来ていただくにしても、取り組んでいけるのかなということで考えておりますので、そんなことで、ふるさととして、再びリピーターとして来ていただけるような宿泊施設を目指していければということで考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） コテージの周りにはいろいろな施設があると思います。スキー場ですか、またもくもく体験館等たくさんの施設があると思っております。今まさに地方創生ということで、観光がすごく今これから重要視されるというふう聞いております。

ぜひコテージをよい施設、本当に私はいいい施設だと思っておりますので、必ず私はこの施設は将来村にとって大事な観光施設、または財産になると私は本当に強く思っております。だからこそ、観光の一つの拠点として、スキー場、それからいろいろな施設がありますので、そういったものを巻き込んで、一つの大きな観光施設になればうれしいなというふうに思っております。

私も微力ながら、本年度もまたいろいろな方にお声がけをさせていただきまして、このコテージの存在を多くの方に知ってもらいたいという活動をしていきたいと思っておりますので、また引き続き、またこのテーマにつきましては、また何年後かに、またこういったことはどうでしょうかということでご質問させていただければと思っております。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。

40分まで休憩させていただいて、40分に再開ということにしたいと思います。よろしく
お願いします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（清沢正毅君） それでは、時間になりましたので、一般質問を再開します。

◇ 小 林 弘 幸 君

○議長（清沢正毅君） それでは、次に、8番、小林弘幸議員。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） それでは、8番、小林弘幸が質問させていただきます。

きょうは3点ほどお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

まず最初に、朝日村の観光政策についてということでお願いいたします。

朝日村の人口ビジョンのもと、朝日村総合戦略が策定され、総合戦略や新年度予算の随所に朝日村に人を呼び込むためのテーマが多く掲げられています。また、村政としても商工会議所とタイアップし、朝日村観光協会の設立にも取り組まれています。人口ビジョンを必達するためにあらゆる手段を講じなければなりません、切り口の一つとして観光は外すことができないテーマだと思っております。しかし、余り観光施設にお金をかけたりせずに、静かな朝日村のままでよいというような村民の声も耳にします。

このような状況下で、私の捉える問題点は、朝日村の観光はこうあるべきだという基本的な考え方が整理されていないのではないかと。朝日村が向かおうとする観光のあり方が見えない状況であるのではないかとこのように思っております。

そこで、村政として、朝日村の観光とはという方向性を確認させていただきたいと思いますので、願います。

まず最初に、現状把握として、朝日村の観光の実態をお聞かせください。

朝日村の観光施設、または食堂等民間の観光施設等の利用状況、これは先ほどの北村議員の話にもありましたが、わかる範囲で利用人数、または利用率をお聞きしたいと思います。

それと、外国人の訪問者数。これは、長野県には96万人の外国人が年間訪れるというような報道もされておりますが、朝日村には来ておられるのかどうか、これもわかりましたらお願いいたします。

次に、観光に関し、朝日村に及ぼす経済効果の試算がもしございましたらお願いしたいと思います。

それと、朝日村の知名度に関する調査は今までされているのかというようなこともお聞きしたいと思います。

それらの現状把握を踏まえて、村政として捉えている問題と対応策についてお聞かせください。

次に、今後、観光施設等大型テーマ、投資は考えておられるのかお聞きしたいと思います。朝日村観光協会との連携等、朝日村の狙う観光のあるべき姿をお示してください。

以上が一番目の質問、答弁者は産業振興課長にお願いしてありますが、もし必要でしたら村長のほうのお考えもお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、小林議員ご質問の観光施策についてお答えをさせていただきます。

初めに、実態についてでございます。

朝日村の観光施設は、朝日村観光レクリエーション施設設置条例に定められた施設が7施設、そのほか、あさひプライムスキー場、武居城公園の鳥飼の清水休憩所がそれぞれ設置条例により定められておまして、当産業振興課で管理を行っております。そのうち6施設は指定管理者による管理となっております。

平成26年度での各施設の利用状況を申し上げます。

クラフト体験館、2,351名で、過去5年間の平均は2,350人。マレットゴルフ場、1,107人、

過去5年間の平均は1,160人。マレットゴルフ場は平成20年度から使用料を無料化しております。有料時と比べて使用者は増加をしております。次に、武居城公園の鳥飼の清水休憩所茶室でございますが、16名、過去5年間の平均は46人。平成26年度の減少は、公園内の管理をする方の退任後の管理不足によるものと認識をしております。

以上が、現在村が管理を行っております施設となっております。

次に、指定管理による施設を申し上げます。

もくもく体験館、8人、過去5年間の平均は53人です。平成26年度は炭窯の改修を行うなど利用ができなかったため減少し、平成26年度から指定管理を行っております。あさひプライムスキー場でございますが、2万5,545人、過去5年間の平均は2万4,900人です。次に、野俣沢林間キャンプ場、2,604人、過去5年間の平均は2,610人です。コテージについては、北村議員のご質問でお答えをさせていただいたとおりでございます。

以上が主な施設でございます。このほか、緑のコロシムについては、現在キッズパークとして試行運用しておりますので、改めて機会を設け、ご報告をさせていただきたいと思っております。

利用率については、施設により定員が定まっていないことや、算出方法が各種あることから、率の算出は今後検討をさせていただきたいと思っております。

次に、外国人の訪問者数についてでございますが、これまで村として集計の実績がありませんので、把握ができておりません。しかし、最近では旅行業界でインバウンド、海外から国内へ来る観光客による消費、インバウンド消費による地域活性化、集客事業などが注目され、各地で外国人旅行者の受け入れが進められております。今後、当村においても外国人の利用者の把握は必要であると考えております。

また、経済効果の試算につきましても、各月の消費額は概算で算出を行っておりますが、近年では試算の実績がございません。

知名度に関する調査も同様でございます。これまでに、農業面での当村の野菜販売を目的としたPRは積極的に行っているところでございますが、観光面ではパンフレット等の取り組みにとどまっているのが現状でございます。

朝日村の観光は、約30年前、平成当初のころから各施設の整備を行いまして、村民の福利厚生施設としての役割も担いながら、村外から集客を見込み、進めてきた状況でございます。今後は、施設の老朽化の対応を行いながら、緑の体験館コテージの整備のように、ニーズに合った施設整備と運営が必要であると捉えております。

現在のところ新たな投資の計画はございません。今後は観光協会の設立に期待し、また観光協会と連携を図り、必要などころには積極的な投資も行い、既存施設の有効活用と、朝日村としてのブランド化に取り組んでいくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 現状把握、ありがとうございました。

総じて言えば、余り観光客が、利用率がふえる、ふえないじゃなく、ほぼ横ばいできているというようなイメージかと思います。

私、今回、人口ビジョンというものが制定されて非常によかったなというふうに思っています。私たちが目指そうとする目標が非常によくわかる。そんなことで、村民が一体となって同じベクトルで将来を見据えるということで、非常によかったと思うんですが、そんな例から、私、朝日村の観光ビジョンというようなものもぜひつくる必要があるのではないかというふうに日ごろ考えております。

先ほどもコテージの利用率が平均8%というような、北村議員の問いに対して答えがありましたけれども、やっぱり、じゃ、その8%をどう捉えるか。低い数字だとは思いますが、最初の計画からどうであったのかというところの結果が見えていないということだと思うんです。ですから、いやいや、最初の計画から全然ずれているから、ここで新たな手を早く打たなくてはいけないというような次の政策につながると思うんです。そういった意味から、ぜひこれからそういった目標とするようなビジョンづくりも、村長にお願いしていただければいいのかなというふうに思っております。

それと、外国人、これがやっぱりキーワードだと常日ごろ思っています。外国人が見るポイントというのは、やっぱり我々が見ているポイントと絶対違いまして、あ、こんなことが観光の資源になるんだというようなことが多々、他村だとか他地域の例で見受けられます。そういったことから、外国人を一つキーワードに、観光政策というものも練られたらどうかというふうに思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の、まず観光に対するビジョン、基本的な考え方の上でどうかということではありますが、観光問題は、まさに長野県は観光立県と言われておりますが、観光は非常に難しい。現実には、観光によって経済が活性化するというのは非常に難しいということをお認識しておいていただきたいと思いますが、投資額に対するペイができるかどうか。

基本的には、今朝日村も、さっきの産業振興課長の説明の中で、いま一つ落ちましたのは、鉢盛山の登山があるんですよ。これも入山者があります。しかし、こういうものはお金が一銭も落ちていない、現実論として。

この地域、いわゆる朝日村に観光で人を呼んで経済が活性化するかどうかは、一番大事なことは宿泊なんです。宿泊があると、それに基づきますお互いに波及する効果が幾つも出てきますが、そういった意味で、私は村長就任以来、朝日のあそこの緑の体験館、それからコロシウム、ああいう施設を有効にいかに使わなくてはいけないか。いわゆる先人がつくったものを否定するだけでは脳がありませんから、いかに利用するか考えましたときに、私の大きな夢は、先ほど北村議員も発言をしておりましたが、今回のコテージで企業の研修場所になる。私の夢は、大学生の宿泊、いわゆる大学生の合宿場所というのが私の当初からの思いであります。

これはなぜかといいますと、朝日村のすばらしさはこの夏場、夏場は誰が来てもこんなすばらしいところはない場所ではありますが、それにはそこに長逗留していただくということが大きな効果が波及すると、私はそういうふうに思っています。そういった意味で、あそこの緑のコロシウムは、十分音を出してもいいし、大きい声でも出しても別に近隣に迷惑をかけませんから、そういった意味で、若者の合宿場所にし、会場にし、そして宿泊はコテージ。当初はコテージにしましたのも、なぜ10棟にしたかといいますと、キャパで60人、6人の60人なんです。基本的にはあの1棟に4人というのが基本だというように私は理解しています。そうすると、貸し切りバスで朝日村へ来ても、1台は受けられる。これが10棟の原点で実はつくらせていただきました。

そういった意味で、要は、先ほど、まだ1年しかたっておりませんから、これに対する利用効果はまだまだこれからであります。おかげさまで利用された皆さんからは好評をいただいておりますので、いかにこれから利用価値を上げていくか、そしてその周辺の対応をどうするか。そういった意味では、あそこのクラフト体験館、これだって、あれだけの施設を持っているところは他の市町村にはありません。これも自信を持っていい施設であります。

でありますので、前々から言われていますのは、当朝日村、あちこちに観光のポイントはありますが、点があるが線で結ばれていない。これは全くそのとおりでありまして、そういった意味で、今回、観光協会を商工会を主体に設立していただくならば、そういうところで十分議論をしていただいて、前向きに進めていきたいというのが考え方でございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） まさしく今村長の言われたことがビジョンだと思いますので、それをうまいことまとめていただければと思っておりますので、基本的な考え方をやっぱり整理して、村長のようなビジョンで、それは私、本当に賛成いたしますので、そのような方向性、または活動に持って行っていただきたいというふうに思います。

それでは、1問目を終わります。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 2問目の質問は、除け沢への排水施設の検討についてということをお願いしたいと思います。

せんだって村長とも、出前村政でちょっとこの話をさせてもらいましたけれども、現在、上組からの水路と本郷からの水路が中組の除け沢の入り口で交わっております。中組、下洗馬、原新田への用水、田用水として利用されております。水量のコントロールは人手によって、川に入って2メートルくらいの板でせきとめたり外したりしてそのコントロールを行っているのが現状です。増水時はせきとめ板をオーバーフローして、除け沢に自然排水されているというのが現状であります。

昨今の温暖化等によってゲリラ豪雨が増加することが懸念されています。人手による板の取り外しは非常に危険な作業であり、また、川に入っている作業のため、滑って除け沢に転落の危険もあり、早急な対策が必要だと思います。

そこで、安心・安全の観点から、まずは現地調査をお願いしたいというふうに思います。

それと、2点目、改善が必要とされた場合には、村の治水対策として取り上げていただけ

るかどうかの検討もお願いしたいというふうに思います。

以上、2問目お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、小林議員ご質問の除け沢の排水施設についてでございます。

この除け沢の排水施設は、内山から流れ出る内山沢川と、外山から取水した用水が中組の小除け沢橋上流で合流しまして、中組、下洗馬、原新田地区の用水として利用され、地元の皆さんの水利会により管理がされているということでございます。

これまでも、当村の用水につきましては、各区や受益関係者など地域の皆様により確保がされ、水路の補修、管理は地域が基本となり行われてきております。このことから、この除け沢の排水施設につきましても地域による整備をお願いをしたいところでございます。議員ご提案の現地調査につきましても、積極的に地域がかかわっていただき、改善の検討がされることを期待しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、人が川に入り、板でせきとめるなどによる水量調節の作業は、危険が伴い、大変ご苦勞されていることは認識をしております。また、大雨等による増水時にこの作業は大変危険であり、改善は必要であると捉えております。

そこで、改善を行う際は、補助事業等の導入に向け、行政としても取り組んでまいりたいと考えております。また、補助事業実施の際は、用水確保としての役割がこの施設はありますので、地元による負担をいただき、取り組むことになると考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 村当局としてもあそこが危険であるということを認識していただいて、補助事業のほうへ云々という今の話、ありがたく受け取りたいと思います。

私も以前、水利委員をしていて、滑って落ちそうになった経験もあります。ですから、なるべく早くそういった活動を取り入れていただけたらというふうに思いますので、また地区

のほうの区長、または地区長を通して正式にお話をさせてもらいたいというふうに思いますので、ぜひそのときにはスピーディーな対応をお願いしたいというふうに思います。

では、2問目の質問をこれで終わります。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 3問目は、猿の出没対策です。

先ほど、もう既に村長のほうからもお話があり、齊藤議員のときの回答ですね、これ以上は言ってもなんだろうと思うんですが、一つだけちょっと腑に落ちない点もあるものですから、質問をさせてください。

当然、猿が木を伝わって出てくるというのはわかり切ったことで、その中でも、よく現場を見てみますと、どうしてあんな山の中に柵を設けたんだと。本当に伝わる木のない、なるべくなら山沿いに設けるべきではなかったかというところが多々あります。その辺の設計基準だとか、または、予算の関係でストレートにその柵を設けざるを得なかったんだとか、ちょっとその辺の背景をぜひお聞きしたいと思ひまして、その質問をお願いしたいというふうに思います。それが一つ。

それと、そうはいっても、個人山の人たちが木が切らないのを悪いという、今当局からはそういう認識なんですけれども、今後、村としては、その辺を何か改善をしていく次の行動はあるのかという点が2つ目です。

もう一つ、非常にイノシシや熊が出没しなくなって、鳥獣防止柵というのは非常に大きな効果を得ていると思うんですが、最近やっぱり通り抜けるような頭のいい動物も出てきて、結構下の網のほうが悪れているというようなことを見受けられます。こんなところから入るのかというような小さな穴ですけれども、ああいったものを改善する、また修理する方法があるのかなのか、そのようなことを、以上3点ほど、ダブった質問になりますが、お願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の猿の3問でございますが、まず、鳥獣被害防止柵がなぜあ

のような設定をしたか。

基本は、里山整備をしたところに、私はこの事業を始めるにつきましては、県内でもトップクラスで施策を進めておりますが、県が里山整備に、いわゆる里山整備を積極的に行うために、森林税、あれは平成20年度から森林税を1人500円ずつ、全県民から1人500円ずつでいただいて、今でもそうですが、森林税、それを有効活用する中で里山整備ができるようになりました。国も、ちょうど全国で鳥獣被害が非常に頻繁でありましたから、国も鳥獣被害対策特別措置法という法律を、いわゆる何年と区切った法律をつくりまして、ちょうど一緒になりました。そこに私はすぐこれに飛びつきまして、朝日村は、まずは県の森林税できれいにした里山、そこにフェンスを国の補助金をもらってやろうということで進めました。

ただし、そのときに、今、議員もおっしゃいましたように、個人の所有地にフェンスを立てるわけでありますから、行政主導ではできない。はっきりしています。でありますので、その地域の皆さん、被害をこうむっているその住民の皆さんの意見、そして山林所有者双方で話し合っていて、合意ができたところから設置を始めました。

その合意をつくるときに、フェンスをどこに張ろうというときは、あくまでも行政主導ではありません。全てその地域、地域の皆さんの考え方で設置をしたということをご理解いただきたいと思います。

それから、2つ目であります、2問目は何だっけ。

○8番（小林弘幸君）　そういうことをわかっている中で、今後何か策はあるのか。防止策はあるのかと。

○村長（中村武雄君）　防止策は今のとおりです。それで、しかも、要は、今の中で申し上げますと、今のそういったことで、針尾地区では、私がこういう話を、皆さんが地域、地域で猿で困っている、それは皆さんで話し合っしてほしいと。ということで、針尾の地域は一昨年、いやフェンスを張った後、いま一度、決して地権者に村から強制的に木を切ってほしいということをおっしゃってはおられません。地域とその地権者でオーケーが出て、新たに緩衝帯をつくったケースは針尾地区にあります。

そういうことではありますが、あくまでも、このことは村の被害のためにフェンスを張っているのではなく、その地域の住民のためにこの鳥獣被害防止柵はやっているという、それはあくまでもその地域の皆さんの仕事だと。でありますから、管理もまだ朝日村予定どおりの20キロになっておりませんので、まだ18キロでありますから、管理もその地域、地域で管理をしてほしい。ところが、すぐ、必ず批判だけはしますけれども、自分は何もしない人だ

けが批判だけしている。それはあくまでも自分たちで管理をしてほしい。それはなぜか、自分たちのためという、これを理解していただきたい。

でありますから、そういう意味では、今、各区ごとに区長さんのもとの、地区長さんとも話しながらかされているというようにお聞きをしておりますから、あくまでもこれは村の責任ではなくて、自分たちでそこを守って、自分たちの安全を守ろう。この意識が一番大事でありますから、その辺についてご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） あと、下くぐり抜けるところの……

〔「それも今言ったじゃない」の声あり〕

○8番（小林弘幸君） それも地域でやれと。わかりました。

村当局の考え方は非常によくわかりました。その設置の背景だとか、ちょっとまだ勉強不足のところもありましたけれども、ここで改めてそういったこともわかってきましたので、地域のほうということで活動をしていきたいというふうに思います。

以上3点、質問をこれで終わりにします。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、小林弘幸議員の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、9番、塩原智恵美議員。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

私は、今回2つの項目について質問させていただきます。

1項目めは、職員の定員管理についてでございます。

これは難しい問題ですが、朝日村の職員数が大きく減り、今後、村民への行政サービスに影響を及ぼすという懸念からあえて質問するものでございます。また、職員の数は国の動き

にも影響を受けることから、国の動きを示しながら、村の職員の数がどう変化してきたのか現状を把握し、課題を提供するものでございます。質問内容が政治的判断を必要とすることから、村長にご答弁をお願いいたします。

朝日村は国の大きな方針のもと、平成の大合併で、平成14年11月、自立を選択しました。国が進める地方分権のもと、基礎自治体という立ち位置で、小さな村も大きな市や町と対等な立場で仕事をするという責任の大きい選択をし、現在に至っております。

朝日村が自立を選んだ翌年、平成15年12月に村は自立計画を策定し、この中で初めて10年間の行財政改革プランをつくりました。これは、財政状況が極めて厳しい現実を健全な姿にするための計画でした。その内容は、まず、財政面で自立するために、人件費の抑制や投資的経費を控え、ハードからソフトへ村づくりの考え方を大きく転換するものでした。そして、村づくりのあり方を住民協働とし、行政の仕事を住民が評価する行政評価制度という仕組みをつくり、関係の要綱が平成18年8月1日整備されました。

その後、平成の大合併が落ちついた平成17年、国は次の一手を打ち出しました。それは、地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針で、内容は、全ての自治体は集中的な行政改革を実行し、職員の定員管理適正化計画の策定を求めるというものでした。朝日村は自立計画として既に実施しておりました。

その後、村は、平成20年1月から自立計画の名称を行財政改革プランと変え、平成24年までの5年間の計画期間で健全財政を目指し、施策を展開し現在に至っております。

この自立計画から今日までの12年間は、一貫して村の持続可能な財政運営のために取り組んできました。その方法は、各種事業の縮小、先送りもありましたが、人件費の抑制が最も大きなウェイトを占めております。このことにより、村の財政上の健全度を示す数字は大きく改善してきております。

ちなみに、人件費の抑制という観点から、どのくらい職員が削減されたのか調べました。平成13年、村の職員は定数条例で決められた83名がおりました。自立計画を始めた平成15年は75人でスタートし、平成24年の職員数を63人とする計画を立てました。ところが、計画期間中の平成19年には目標を6年前倒しで達成し、その後定めた行革プランで、平成24年の職員の目標数字を57名としました。退職者の補充はせずに新規採用を見送るという方法を継続した結果、平成23年12月、1年前倒しで職員の数55名となり、しかも目標を2名多く削減する結果となりました。そして、その後も職員は減り続け、昨年4月、51人となりました。この14年間で実に32人、約4割の職員が削減となりました。

現在、朝日村は、新庁舎建設や人口ビジョン達成のための総合戦略の実施、また新たな介護保険のスタートなど、その仕事は複雑化し、多岐にわたっています。このような状況下、今の職員体制をどのようにお考えなのか。また、仮に適正規模とお考えならその理由をお尋ねします。また、今後の職員管理の見通しについてのお考えをあわせてお伺いします。

以上3点、お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の職員の定数管理についてでございます。

塩原議員の質問は、職員の人数だけに絞りました質問でございますが、職員数のみを論じますと大きな間違いになりかねませんので、総合した取り組みを含め、定員管理について申し上げます。

私は今定例会冒頭の提案説明で申し上げておりますが、就任以来、朝日村を朝日村として持続するために、また、村民の皆様が安定して安心して暮らせる村づくりのために、財政の健全化、安定化に努めてきたところでございます。

議員ご承知のとおり、私の就任時の実質公債費比率は22.4%で、当時県内81市町村の中でワースト4の順位でございました。これにより、新しい事業に取り組むための起債、いわゆる借金は県の許可が必要となっております、事業の推進ができない状況となっております。

このような状況でありましたので、私は就任時、閉塞しておりました村政を持続可能な朝日村によみがえらせるため、公約でありました「新しい感覚で朝日村をつくろう」をキャッチフレーズに村政運営に取り組んできたところでございます。

さらに、従来進めておりました各計画を全て見直し、各区から選出されました2名ずつの委員によりまして行財政改革プランを策定して、スクラップ・アンド・ビルドの理論をもとに、時代の流れを酌み取るとともに、国・県の動向を見据え、新しい事業の推進を図るなど積極的な行政運営を努めてきたところでございます。

このうち職員の執行体制につきましては、まず第一に、職員の意識改革が重要と捉えて取り組みました。さりとして、直ちに全職員が変化するには時間を要しますので、職員全体会議を定期的開催をしまして、私の目指す行政運営を説明をし、理解と共有を図ってきたところでございます。

第2には、職員の資質の向上を図るため、従来の研修を改め、職員研修に積極的に取り組みまして、県との交流により、派遣職員は2カ年として実務の向上を図っております。そのほか、複数職員で研修テーマを持ち、自主研修を実施しているところでございます。

そこで、職員数につきましては、財政が逼迫していた実態及び当村の人口規模から、職員数が多いと判断をしておりましたので、職員全体会議で考え方及び人事理論を話しまして、職員の協力をいただいたところでございます。このことには、命令するだけでは職員が働きませんので、責任者である私が率先して範を示すことによりまして職員から理解をされてきたところでございます。

これによりまして、私の就任時は63人の職員体制から、現在は51人となっております。しかも、私の就任時の職員給与は、ラスパイレスで示しますと89%で、県内では、当時81市町村のうち給与の低いほうから4番目から5番目、これは議員がよく承知だと思いますが、でありまして、職員がこれでは、やる気の意欲をどうやって意識させるかが私の課題でございました。現在は平成27年1月、昨年1月でございますが、ラスパイレスは93.3%に上昇しておりますが、これは県内77市町村ではまだ低いほうから22番目の給与体系でございます。

これらを念頭に、議員ご質問の職員数は適正規模かということでございますが、人口規模が類似をしております他村の実態は、これも昨年、27年1月の状況であります。青木村が人口4,627人で職員数は51人、川上村が人口4,120人で職員数は53人、下條村が人口4,012人で職員数は37人となっております。当村の51人は適正規模に近づいていると捉えております。

また、職員については、時代に合った職員採用が必要でございまして、男性の社会福祉士や介護士の資格所有者の採用によりまして、福祉の充実を図ることができております。

そのほか、私は就任以来、県との職員交流によりまして、県職員の受け入れにつきましては、その都度、テーマを持った職員派遣をお願いをしております。昨年度までは保育園の新設にかかわっていただき、本年度は新役場庁舎の建設に取り組んでいただいているところでございます。

今後の職員管理の見通しということでございましたが、選挙公約であります。私は地域活力を増進するきずな支援へ交付金の支給が、これが私の選挙公約でございまして、この実現に向け、今後総合審議会でも検討いただき、村民合意ができれば当村の地方分権になりますので、これは容易なことではございませんが、村民の皆さんから理解をされ、実施できれば、

朝日村方式として全国に波及、発信ができるものと捉えております。

これによりまして、役場職員はシンクタンク、いわゆる頭脳集団の任務になりますと、当村は大きく変わることができ、小さな村でも活力のある、しかも連帯感、いわゆる村民が強いきずなで結ばれている村づくりができるものと信じております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 村長のご説明で、目指すところの目標の考え方がよくわかりました。

私、今回、職員の定員管理につきまして質問するきっかけになりましたのは次の理由からです。なぜ村の財政が健全となり、その上、基金の積み立てが30億円もできたのか、その財源は何だったのかということです。このために、村の広報を過去12年間を調べました。結果、先ほど申し上げたとおり、平成15年の自立計画と平成20年からの行財政改革プランの存在を知りました。

それによりまして、冒頭申し上げたとおり、投資的な事業を控える一方で、定年退職者や中途退職者の補充をせず、新規採用を見送り、これによって出た財源で積極的に繰り上げ償還したり、低い利子へ借りかえてきたことがわかりました。この人件費削減による影響額は20億円を超えております。毎年、国から交付されている地方交付税の中に職員の人件費も含まれているため、少ない職員数になるほどその効果は大きく、借金を返すためのお金や貯金をする財源となるわけでございます。その上、人件費が削減された分、当然経常収支比率も低くなります。

では、職員が40%削減となった今の村はどうなのかということになります。私はこの1年間、村を見てきました。目に見えるところの数字、つまり財政上は健全な姿になりました。しかし、見えないところで少なからず影響が出てきていると言わざるを得ません。とりあえず5項目ほど申し上げます。このことは、職員管理の責任者という立場で総務課長にお尋ねします。

1つ目、年間の超過勤務手当がこの10年間で右肩上がりになっている。

最近の公開されている情報によると、平成25年決算で870万円、10年前の2.5倍です。しかも、1人当たりの年間の平均支給額が17万円とされており、割り崩すとほぼ全員の職員が超過勤務していることが伺えます。この超過勤務は平成21年より突出してふえています。さ

らに、手当の対象は年間60時間と決められており、一月5時間しか認められておりません。役場はいつも遅くまで電気がついているという村民の声もあります。こうしたことをあわせて考えますと、サービス残業もかなりあるのではないかと考えられます。

超過勤務手当がふえていることについて、その理由とサービス残業についてどう把握しているのかお答えください。

2つ目です。条例の不具合が見受けられます。

例えば、村の例規集第3類行政通則の中、組織規則の規定がございます。これの4条、ここは村の出先機関を定めております。この中に、おひさま保育園とあおぞら保育園の文言が残っています。昨年1園に統合され、条例は改正されましたが、組織規則まで直っておりません。

このような事例がほかの分野でもあります。事業を一本化した、条例は直しました、でも規則の廃止はまだされていないとか、または社会情勢の変化の中で、古い団体名がそのまま残っているという事例もあります。現実と合わない条文なども散見されます。村の基本となり、手引とも言える条例がなぜこのような状態になっているのかお答えください。

3つ目です。職員の高齢化です。

平成26年4月1日現在、朝日村職員の平均年齢は44.6歳です。県内の町村平均は42.6歳、2歳高いです。東筑摩郡の中でも最も高く、類似団体と比較して3歳高いです。保育園に至っては、正規職員の平均年齢は48歳になっています。この職員の高齢化は村づくりを進める上で今後どういう影響が考えられますか。

4つ目です。仕事のおくれです。

この1年間、村の仕事を見てきました。特に大きな仕事について、当初示された計画よりおくれがあったり、計画どおり実行されない事柄が見受けられました。特に予算にあっては、当初予算が全く執行されず、この3月で全額削除するような例もあります。また、1年前に完成した施設に不具合が生じ、ことしの当初予算で多額な修繕費が計上されているようなことも今起きております。これらについてどう説明されますか。

5つ目です。職員の定員管理計画は、松本地方事務所管内では整備されていないのは当村だけというふうに伺いました。この計画は、平成23年の行革プランの中で位置づけられておりましたが、この年以降、行革プランが作成されていないため、定員管理計画も存在しないということがございます。

ちなみに、冒頭に申し上げましたとおり、職員の定員管理目標は平成23年に既に目標に達

成し、57名に対し55名という状況でした。目標が達成されたにもかかわらず、計画がない中で、どういう判断で現在まで職員を減らし続けたのか。また、今後、行革プランも含め、計画はどのように考えておられるのかお願いいたします。

ちなみに、当地区の自立した村の状況を調べてあります。麻績村は、職員の減少率が平成22年から27年で2%、生坂村は9.8%、山形村は2.4%、当朝日村は13.6%でございます。

以上5点についてお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、ちょっと急な質問でございまして、ちょっと回答を用意していないこともございまして、現在、この場で答えられるものだけ答えさせていただきたいと思っておりますけれども、最初に、職員の超過勤務の状況でございまして、確かに、まずは自立計画を立てたところにつきましては、職員の超過勤務は30時間ということで行ってまいりました。その後、見直し等も行いながら、上限を月当たり60時間ということに変更してきた経過もございまして、その関係で職員の超過勤務がふえてきていることがあると思っております。

また、ここ数年は、やはり特殊な事業、大型事業ですね、公共施設なんかの建設事業、それと国のいわゆる、今回もございました地方創生、こういった特殊な事業が入ってきている関係で、職員のやはり業務がふえるということで超過勤務がふえてきている実態にあると思っております。

そういったものが庁舎の建設、ハード事業のものについては一時的なものというか、建てるまでの期間が、やはりそういった業務がふえるわけですが、建て終わってしまえばそういった業務はなくなるということで、そういった場合にはまた超過勤務も減ってくると、そういう状況あると思っておりますので、そういうところは、特殊な事業がふえることによってそういった超過勤務もふえているということがあると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、ちょっと条例の不具合等でございますけれども、こちらにつきましては、なかなかちょっと私のほうも各課長、担当のほうもなかなかちょっとそこまで確認がいないことがございまして、やはりちょっと不備になっている点があると思っております。ちょっと一回条例、規則については一括の見直しをしなければいけないかなというふうには思っていたと

ころでございますけれども、やはりちょっといろいろな改正等のところが若干不具合が残っている状況も、それは認識をしておりますので、今後、そういったものにつきましては、確認を行う中で整備等やっていきたいというふうに考えております。

職員の高齢化につきましては、やはりこれまで職員を削減するというこの中で、退職不補充という形で人員を減らしてきたことがございます。ですので、なかなか退職者があっても新しい職員採用しなかったということがございまして、そういった関係で高齢化になってきている状況がございます。

ただ、ここ数年は若い職員も大分ふえてきておりまして、20代の職員、また30代前半の職員もかなりふえてきている状況でございます。ただ、保母さんはなかなか定員数も少ないものですから、ちょっと退職された後、不補充ということになって、また大分ちょっと高齢化になっておりますけれども、そういった部分については、また今後の課題というふうに捉えさせていただきたいと思っております。

それと、4番目でございますけれども、その仕事のおくれ等についてでございますけれども、これにつきましても、やはり今、大分集中的にちょっと建設事業等がこのところ多かったということで、若干そういう関係で事業が若干ふえてきていることがございますけれども、これにつきましては、各担当課、課長のほうで事業の内容を把握しながら、できるだけその当初の目標の計画に沿った形で進めているところではありますけれども、いろいろな要因でおくれることもあると思いますので、そういった形で、若干そういったものについて、また今後検討をしていきたいというふうに思っております。

この定員管理計画でございますけれども、先ほども村長のほうからございましたけれども、55名というところから現在は51人になっているということでございます。内部では、職員は、先ほどの青木村さんの前例もございまして、青木村さんが大体朝日村と同じような状況でございまして、4,500人くらい、朝日村と同じくらいの人口規模で、現在51名でやっているということがございました。青木村さんにある程度目標にするということで、内部的には50名くらいが朝日村にとって適正な人数ではないかなということでございまして、内部的にはそういった50人という目標を持っていたものですから、そこまで職員を削減してきていることもございます。

ただ、これまでも職員削減してきた中には、必ず行政改革を伴ってきたものもございまして、朝日村、大分よその町村より職員が減った割合も高いということでございますけれども、これまで行政改革を行う中で、かつて朝日村には有線テレビなんかもございました。そこには

一時担当職員も6人くらいいたと思いますけれども、現在は民営化ということで、テレビ松本さんのほうに委託するような形で行政改革をする中で、そういった部署が必要なくなったということで、朝日村につきましては、有線テレビの関係の職員、一つの課がそっくりなくなったような状況もございまして、そういった形で減ってきていることもございます。

また、スキー場なんかもそうでございますけれども、スキー場なんか、昔直営で村で行っておりました。今は指定管理ということで移った関係で、観光担当の職員が減る、そういった形で、朝日村につきましては、行政改革を進めてくる中で大幅な職員が減らすことができたということもございますので、そういったことでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今、いろいろとご説明ありましたが、やはり職員が約4割近く削減されているということは、何かと見えないところで支障が出てきているのかなということが言えるかと思います。今は何となく回っていても、これからどうなのかなと。日常の仕事に手いっぱいにもしなっているとしたら、大切な村民とのかかわり、先ほど村長もきずな支援のお話でしたが、特に協働というソフトの面におくれをとり、やがては村民生活に影響が出るという、そんな不安を持ちます。

先ほど総務課長のほうからもお話がありました、朝日村と似たような人口の職員の数のお話でしたが、私も調べました。朝日村と同じ合併をしないで自立を選んだ人口5,000人未満の村、3カ村です。川上村、青木村、下條村です。ここはいずれも人口4,000人以上ということで、朝日村に近いところです。

川上村は現在、職員数72人です。多分一般行政の数字を先ほどおっしゃったのかなと思って聞いておりました。一般行政もしくは普通会計制度で調べている数字もありますので。そうすると職員数の絶対数とは違いますので、また確認をしてみてください。私はトータルの数字でちょっと調べてありますので、その辺でお話をしたいと思います。

条例の定数76人、川上村はそう大差ありません。青木村、やはりかなり削減しました。でも現在は条例に対し8割の水準まで引き上げてきております。さらに職員のモチベーションを上げるために、超過勤務手当は上限なしで全額払っております。下條村は定数条例に対し74%となっております。

いずれの村も、首長が多選となり、村政を担うという特徴的な村ではありますが、近年地方分権の加速により、国や県から村に移る仕事が多くなり、複雑化していること、また地方創生など自治体を取り巻く環境の大きな変化の中で、これまでの職員体制では対応が無理だとわかり、採用による職員数をふやして育てるという方針に変えていると言っていました。

ちょっとこれはちなみになんですが、けさの新聞に、塩尻では、来年春卒業予定の高校生や大学生を対象に、もう既に就職説明会を開いたという記事がありました。今、各自治体は少しでもいい職員を採用しようという、そんな動きのあらわれだというふうに私は思いました。

私は確かに行政経験あります。その中で感じるのですけれども、役場へ入って、係長になって初めて仕事に自信を持ち、部下の育成まで手がつく。この状態を一人前と考えるなら15年はかかります。人づくりには時間がかかります。今からこの種まきをしないと、中核となって村を築く職員が不足します。

これは予算書の級別職員数を見ればわかります。ことしの当初予算、予算書の中に1級が7人、2級が4人、でも3級以上は18人、4から6級は20人となっています。もしこれが15年かかるとすれば、3級の人はいもう上へ行っています。では、その3級に占める人は何人かなと見たときに、10人足らずだということにちょっと不安を覚えました。

今の職員は、限られた人数の中で本当によく仕事をこなしていると思います。私は個人的にはとても頭が下がっております。だから、だからこそ今後は職員体制を充実、強化するために、若いやる気のある優秀な職員を計画的に採用して、育てていきたいと思うのです。そしてモチベーションの高い、村の仕事に誇りを持てる職員にしていっていただきたいと思います。これは結果として大きな村民の利益になります。

村長が今安心して仕事ができるのは、これまで職員を育ててきた先輩がいたからだと思います。よくおっしゃる新しい感覚で朝日村をつくるという言葉、私も大好きです。そんな理念を共有する職員を一人でも多く育てる、これも村長の大きな仕事と考えますが、いかがでしょうか。私はこのことを最後の質問といたします。村長、ご答弁ください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の発言ですね、言葉を返すようなことをしては失礼かと思いますが、私が就任する前も仕事が十分できたかという、できていないですよ。同じことで

すよ。私はそこで、先ほど申し上げました。就任して何が大事か、職員の質を変えることなんです。そこが一番大事で、先ほども申し上げましたから、ただ人数だけで定員の話をして間違いだと言ったのはそこなんです。それを先ほど申し上げておりますので、その点についてはもうこれ以上申し上げませんが、いかに質を上げるか、やる気を起こさせるか、そういうことから私は始めております。

しかも、ただただ人が減った、減ったという、先ほどの、私の先ほどの答弁を聞いていただくと、何に取り組んだか、もう一度別の口で言いますと、行財政改革で何をしたかという、A Y Tを委託したことによって、さっき総務課長が言いました職員は6人、金額にして約8,000万円であります。しかも、上下水道の統一化、農集排の3カ所を公共下水道の1カ所に、ピュアラインあさひにしたことによって、年間2,000万円浮いています。それから、スキー場を委託したことによっても職員、これは直営でありましたから、職員もいました。

そういったことを含めて、人件費だけで私は行政改革したわけではありません。あくまでも仕事の見直しを、全て見直したということをご理解いただきたい。そのまま引き継いでいきますと、朝日村は今朝日村としてやっていけません。はっきり言って。波田より先に合併しなければいけない朝日村の実態であったということをご理解いただきたい。

そして、先ほど申し上げました。私は、同じことを言わせてもらいます。私の思いと職員と共有するために、私は年2回定期的に、前半、後半に対して、これからの取り組みに対して私の思いを申し上げ、そして理解をしていただいている。そういうやり方をしています。現実にはじかに職員と対応しているということをご理解いただきたいと思います。ただ心配、心配、自分のいたときの心配と今は大きく変わっているという意識もしていただきたい。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 村長の取り組みのことについては十分理解できております。ただ、今、時代が随分変わってきております。そういう中で、しかもその内容は高度化しております。本当にこれからやらなければいけない仕事がいっぱいあると思います。そういう状況下をしっかりと把握していただいて、こういった懸念のない村づくりをしていただければ私は結構でございます。

これで質問を終わりにさせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） では、2問目でございます。人口ビジョンと総合戦略についてでございます。

ことし1月14日、県は国勢調査の県内人口と世帯数の速報値を公表しました。それによりますと、朝日村の人口は4,467人で、5年前の前回調査より5.8%減少となりました。朝日村は2060年の将来人口を4,000人以上とする目標を決めており、そのために、とりあえず今から4年後の2020年の人口は4,466人を目指そうとしております。今回の国勢調査結果は、人口減少が5年前倒しでやってきたというショッキングな数字でした。

これについて、以下の3点をお伺いします。

1つ、村独自の人口推計では、今回どのくらいで見ていたのか。

2つ目、今回の調査結果を受け、人口減少の分析はしたのか。

3つ目、総合戦略の見直しについて今後どのように考えているのか。

この3点をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員ご質問の人口ビジョンと総合計画についてでございますけれども、最初に、村独自の人口推計では、今回はどのくらいで見ていたかというご質問でございます。

村の人口ビジョンでございますけれども、この2015年度の人口につきましては、社会保障・人口問題研究所の推計から計算をしております、実際には4,540人と見込んでおりました。今回の国勢調査の速報値の4,467人と比べますと、国勢調査のほうが73人少ない状況でございます。

続きまして、今回の調査結果を受け、人口減少の分析をしたかどうかということでございますけれども、この2015年度の人口につきましては、人口ビジョンのほうでは2010年度の国勢調査を起点として、そこから社会保障・人口問題研究所の推計を基準に計算をしております。国勢調査との差につきましては、2010年以降、実際の社会増減と自然増減の実績

数を勘案していなかったことが主な要因であると思われます。

まだ細かい分析はしてございませんけれども、今後、この人口ビジョンの人口につきましては、生産年齢人口、高齢者人口、年少人口、そういった構成の人口は内訳として設定してございますので、今後、国勢調査のほうでその内訳の年少人口、生産年齢人口、高齢者人口が公表されたところで、詳細な分析をしてまいりたいと考えております。

最後に、総合戦略の見直しについてということでございますけれども、この総合戦略につきましては、基本目標ごとに5年後の目標数値を定めております。また、この基本目標を達成するための施策ごとに重要業績評価指標というものを定めております。総合戦略につきましては、国でもこのPDCAサイクルによりまして効果を検証することを求めているので、今後につきましては、村の総合審議会に産官学労金言、この方たちを加えた有識者会議を設置してございますので、そこで毎年検証を行い、必要があればその評価の結果を踏まえて施策や事業、戦略を見直すこととしております。

平成27年度、総合戦略の初年度に位置づけられておりますので、平成27年度終了後に最初の検証を行うこととしておりまして、実施時期やまた方法につきましては、この有識者会議のほうに諮ってまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 朝日村の総合戦略、確かにまだ始まったばかりで、今回の国勢調査の結果から当然見直しもあると想定されます。また、このことについては、当村ばかりでなく、ほかの村も恐らく手探りで取り組んでいることと思います。これまで村は、総合計画を初め村の方針を決める大きな計画を幾つも策定してきております。また、先ほど伺いますと、国土利用計画も策定するというようなお話もございました。

ただ、今回の総合戦略ですが、これまでのものと大きく違うのは、人口減少という、しかも急速に進む超少子高齢化も含めて、解決方法の見えない非常に難しい課題と向き合いながら、住民サービスをどう維持していくのかと考えるところにあると思います。仕事がとても高度化しております。そこで、これを進める、私ちょっと今回、この質問をさせてもらったんですけれども、細かいところでいろいろと言っている、もうこれだめかなとちょっと思っていて、今の村の行政組織について考えてみました。

今回の村のビジョンが限りなく目標に近づく鍵は村にあると思うんですね。もっと言うと、

専属のチームを組んで本気に取り組まないとやれないくらい難しいと思います。でも、今現実には、一人の職員がほかの仕事も幾つも持ちながら取り組んでおります。本当にこれで大丈夫かなと思うわけです。

この3月に入って、新聞記事で特に目についてきますのが、この戦略に向けた特化したほかの自治体の機構改革があります。茅野市では4月から戦略課を設置するとか、小谷村では地方創生関連事業を推進するため、特産推進室を係から課に格上げして職員体制をふやすとしております。川上村は、村長さんが全国の町村会長でもあることから、昨年農水省の職員を張りつけて3人体制で取り組んでいるということです。青木村は、事業推進室として総合戦略に対応中とのことでした。どの村もこの総合戦略に真剣に取り組まないと大変なことになるというのが共通認識のようでした。

そこで、村長、いかがでしょうか。先ほどの説明の中にもございましたが、また、昨年的一般質問にもあったんですが、重要な案件は職員全体のプロジェクトチームで取り組んでいると。また、大きな仕事は今の職員体制ではちょっと荷が重いので、県の職員を対応して、そことテーマを完成しているというようなお話がございました。だけれども、村の大きな課題こそきちんと村の職員を配置して、そこで仕事をしてこそ職員は育ち、村づくりを真剣に考えるようになると、こう思うわけです。ですから、戦略はしっかり取り組むかどうかで自治体間に大きな差が出てくるということも想定されます。結果として、そこに住む村民生活にやっぱり影響があるというふうに考えるわけです。

この戦略の結果は4,000人という目標があります。この達成のためには、やはり朝日村が選ばれる村になり、しかも継続して選ばれ続けなければいけないという、そういったことが求められていることを考えたとき、今の村の組織、企画というところは、村のあるべき方向のこの根っこの部分を考える部署です。ぜひこの企画という部署について、その推進体制の強化が必要じゃないかと思いますが、その4月から体制を考えるというその時期でもございますので、このことについてお答えをお伺いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ご心配ありがとうございます。まずここからいきます。

私は、今定例会、冒頭でも申し上げておりますが、既に人口減少はここ一、二年の話ではないんです。私は就任したときからこのことは頭からいつも離れません。もう人口形態がそ

ういう形態になっていましたから。でありますので、そういった人口対策について今までも取り組んできております。でありますから、今、議員が言うように、ここだけの話を、ここだけでちらちらする話ではない。

要は、そういった意味では、私は一番大事なことは、結婚という問題に全村民から理解を示していただいて、全村民の大人の皆さんが出雲の神様になっていただくのが、これが一番大事な話。これが人口減少をとめる一番大事なことなんです。そこから始まります。

私は、それだけには、それは行政が直接立ち会うべき仕事ではないと見ていましたから、少なくとも村外から人をいかに呼ぶか、そういった施設をつくりながら、先ほど来から質問出ています緑の体験館のコテージなんかまさにそういう話ですが、そういうことも含めながら、私は新しい向陽台をつくりながら、人口が呼べる、しかも若者の身に、そういうことをやっていますので、改めてここで議論をすることではないと思っていますが、それは人、人によって違いますから、考え方が違いますので、しかし、私は既にそういうことを取り組んでいるということを十分ご理解をいただきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 持ち時間が終了しております。村長の答弁をもって塩原智恵美議員の一般の質問は終了させていただきたいと思えます。

それでは、ただいまから昼食の時間をとりたいと思えますので、暫時休憩いたします。

13時10分ということで再開したいと思えますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 12時01分

再開 午後 1時10分

○議長（清沢正毅君） それでは、時間となりましたので、一般質問の午後の部を始めさせていただきます。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） 続いて、10番、林 邦宏議員。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。

私は2問についてご質問したいと思います。

まず、第一に、1問目には、既に前の議員の人たちが質問していますけれども、質問する観点がちょっと違うという解釈で対応したいと思います。

緑の体験館コテージについて。

平成26年12月13日からオープンしたコテージには、村産材のカラマツが8割程度使用され建築されました。地産地消で建てられたコテージを村民の皆様から利用していただきたく、村民割引券を全世帯に配布され、今月末で有効期限となります。あと16日ということなんですけれども、村民の皆さんの利用状況はいかがでしょうか。

村外のお客様の利用状況はいかがでしょうか。

新年度予算に緑の体験館コテージ環境整備工事費として472万円が計上されていますが、築1年弱で工事費が発生する原因はどんな事象でしょうか。

以上3件をお伺いいたします。

特に、この472万円の環境整備費というのは、私説明を受けない前は、現地の6号棟、7号棟、8号棟、土手側に面してしまっていて、やはり植栽もまだ十分でなくて、一歩外へ出れば、場合によっては土手から墜落するような、そういう危険な箇所というようなイメージを持っていたものですから、当初、そういうところに利用されるかなと思っていたんですけれども、現実としましては、外壁の劣化に伴ってそれが発生したというような、そういう説明を受けているものですから、その辺を篤とお伺いしたいなと思っていますが、よろしく願います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、林議員ご質問のまず、緑の体験館のコテージの関係についてお答えをさせていただきます。

まず、利用状況につきましては、北村議員のご質問の際にお答えをさせていただきましたので、お願いをしたいと思います。

それで、村民割引券についてでございますが、これにつきましては、全世帯を対象に、村

の広報1月号により配布をさせていただきました。これまでの割引券の利用数は29枚でございます。村民割引券の利用率は2%程度となっております。利用率の少なかった原因は、村民への周知の不足もあり、また券の配布方法にも課題があったと考えております。村民の利用数は328名、84棟の利用があったということで、利用者の約6割は割引券を利用されなかったという形になります。

また、次に、新年度の予算でございます。緑の体験館コテージ環境整備工事といたしまして472万円を計上しておりますが、内容については、外壁部の塗装、軒天の増設工事ということでございます。

この外壁部につきましては、建設当時からカビが付着し、黒ずんでおりましたので、竣工前に手直しを行っております。しかし、1年が経過し改善が見られないこと、また雨風が当たる箇所への発生が多く見られることから、建築関係の者のご意見を参考にしながら塗装を行うものでございます。

また、軒天の増設は、コテージ玄関の軒が短く、雨がしのげないこと等ありまして、その改善と、各棟のオイルタンクへの雨がかかるため、オイルタンクの保護等のため実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） まず、昨年1月号の広報あさひむらで、多分全世帯、そのときの広報を見ますと1,469世帯になってはいますが、それプラスアルファの利用券が出回っていたんじゃないかなと思います。それで今お聞きしますと、やはり使用されたのが2%足らずというようなことで、やはりこれに関しては、やはり広報にそういうものがあるともろもろ、やはりPRもないです。PRもしくは広報活動がやはりいまいちであったんじゃないかなと。あと残り16日ありますから、やはりその辺、最後の広報活動をぜひやっていただいて、対応していただきたいなと思います。これは私の要望です。

それから、外壁の件で、私もこれについては、やはり築1年足らずでこういう経過になってしまったというようなことで、当然新築で1棟当たり2,200万円ほどの建築費を投じてされた事業であって、そして当然1年経過すれば設計者、もしくは建設者、それと発注者ですね、この辺でまず点検をされているかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいんです

けれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の回答を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） コテージの改修に伴います施設の点検についてでございますが、まず、常時は指定管理者が点検を行っております。また、不備が生じている箇所については、これまでに建設した業者により行っておりますけれども、内容については、寝室の箇所にゴミが入るといふか、そういう経過がありまして、それについては建設業者に依頼をして、調査を行って確認をし、修繕を行っているような状況でございます。建設した業者からも、それぞれ点検を行いながら1年間経過をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 現実としまして、今回、1年足らずでそういう費用を投じて、改修というのか、不具合の箇所を修理しなければいけないというようなことで、それをやって、今後それで万全なのかどうなのか。要するに、恒久的な対策になれるのかどうなのか、その辺もちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の回答を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 今回改修工事を行うわけでございますが、恒久的にと申しましても、なかなか施設でございますので、老朽化もございますので、難しいところではございます。また、見ていただいて、ご承知のとおりでございますけれども、建物自体がちょっと複雑な構造をしている関係もありまして、当初想定されなかった部分というものがございまして、これほどカビ等が発生するという想定がなかったものですから、今回このような改修をさせていただくものでございます。

今後につきましても、先ほど林議員からもございました、一部の建物等につきましては場所が高いところもあつたりします。これについては、指定管理者のほうと安全管理を確認しながら、危険がないようにということで対応しておりますので、今後も順次そのような対応

をしながら運営していくことになると思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 私ども素人が見た範囲、こういう事象になる前に、はたから見て、外観重視の設計で、例えばログハウスの、要するに六角形のところがあれを母屋と仮定しますと、その渡り廊下を介してベッドルームがありますよね。その渡るところの軒というのが、片方のほうはある程度長いんですけども、特にこの渡り廊下からベッドハウスのほうに関しては非常に短いと。

だから、短いことによってそれによる降雨、もしくは雪の融雪の水滴が落ちて、それが下にあるエアコンの屋外機の機器に当たったり、それから灯油のタンクの高さが約1メートル80センチぐらいあると思うんですけども、そのハウスに当たって、それが全て壁のほうに飛び散って壁をぬらし、もしくは最終的にはそのまま放置しておくとも当然腐食の状態になってくるというようなことで、この辺に関しては、設計上の設計責任が問われるんじゃないかという感じもするんですけども、その辺はどのようにお考えになっておりますか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 議員お話しのとおり、軒を出す関係も、オイルタンクやエアコンの屋外機等に雨風が当たるということの中で、壁の腐食も考えられます。その中で、設計についてでございますが、あの六角形の建物については、これまでも他の場所で実績等ある中で、あのようなカビ等が生えるということがなかったものですから、同様な設計にしたと思っております。

その中で、現在管理していく中でカビ等の発生が出ている状況でございますが、なかなか木を使う関係で、安定した材質でない部分もあったりして、そういうようなことも発生するようなことも聞いておりますので、一概に設計も適正だったかということはなかなか確認できない部分ではありますけれども、これまでの実績の中で設計をしていただいたということで確認をしておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） くどいようなんですけれども、やはり先ほどの六角形のほうの母屋と称していいのかわかりませんが、そちらの軒先の出と、ベッドルームもしくは渡り廊下の上があって、そちらは外観で見ると半分ぐらいしかないんですよね。ということで、なぜそういうふうに半分にまで持っていったのか、その辺がよく理解できないんですね。本来であれば全て、素人考えですれば同一の軒の出にしておけば、少なくともある程度この現象は防ぐことができたんじゃないかなというのが私ども素人の思いで、私もそのような感じを実際この問題が持ち上がったときに思っております。

それで、やはり恒久的なことを少しでもやっておかなくてはいけないというような思いで、これは私個人的な思いなんですけれども、やはり雪どめとか、それから雨どいをつけて、少しでも飛散防止をして、とにかく、当然吹きつけとかそういうのもあると思いますけれども、やはりそういう面で対応も必要じゃないかなかなろうかなと。

それと、各棟共通なのは、やはり玄関とか、それから玄関のポーチ、それからあとテラスのほうのポーチに関しては、やはりドアの左右の外壁のカラマツの外壁がほとんどその飛沫によって変色し、将来はそれも腐食していくだろうというようなことですね。やはりそういうところに当然考えられると思われる飛沫処理をどうやってやるのか、少なくとも何らかの緩和策なり何なりも配慮して設計なり建築しなくてはいけなかったんじゃないかなと、そう思うわけなんです。

ですから、この辺も、せっかくやるならば、やはりそういう形で、やはり今後ランニングコストが発生しないような方向でぜひ対応していただきたいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） まず、六角形のリビングのほうと寝室のほうの形状が違うものにつきましては、建築確認等いろいろとる中で、なかなか複雑な構造ということで、それから、それだけの面積をとるとということの中で構造がああいう構造になっているということで確認をしております。

また、飛沫処理がその当時できなかった部分につきましても、先ほど申し上げましたとおり、これまでの実績の中でそういう状況がなかったということの中で、同様の設計の中で設計されたということでございます。

それから、今後のランニングコスト等につきましても、今回行います外部の塗装で、まだ具体的な塗装の材料等、今後検討していくこととなりますけれども、改めてまた塗らなくてはいけないとか、そのようなお金をかけなければいけないようなことにならないような対応を考えていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 再三くどいんですけれども、いずれにしましても、せっかくやることですから、ある程度恒久性を持てるような処置をぜひ講じていただきたいなと思えます。

これでこの質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） この質問も関連になってしまうと思えますけれども、一応読ませていただきます。

有害鳥獣防止柵の雨水被害について。

平成21年から敷設が始まり、今年度で計画の88%に到達している防止柵が、1月29日夜半からの雨氷によると思われる流木の幹折れや枝折れ、根元からの倒伏で、防止柵が倒壊したり、通電線の切断、金網の破損、支持金物の損傷など多岐にわたり、約80カ所の被害で、長さは約1キロに及び、被害総額は3,000万円に達すると伺っております。

防止柵の敷設工事は山際の厳しいさまざまな条件下での工事が余儀なくされていると思いますが、お伺いをいたします。

復旧工事の見通し、時期、内容。防止柵の日常維持管理について。設備保守要員の確保または養成。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、議員ご質問の鳥獣被害防止柵の雨氷被害の関係についてでございます。

まず、被害状況につきましては議員ご承知のとおりでございます。そこで、今後の復旧工事の見通しについてでございます。

鳥獣被害防止柵は、これまで国の補助事業の鳥獣被害防止総合対策事業によりまして設置を行ってきております。これによりまして、今回破損した箇所につきましては、国への財産処分の申請が必要となっております。現在その申請手続を県を通じ行っているところでございます。県と協議の中では、5月末ごろには手続が終了すると聞いております。財産処分後、新たに補助申請が行える見込みでございますので、その補助申請を行い、復旧を行う計画となるものがございます。

しかし、柵を設置するには、隣接する山林の整備を行う必要があることから、林務サイドとの調整を図りながら復旧を行うこととなります。村も含め、国・県予算の対応もあることから、具体的な柵の復旧工事は平成29年からになるものと考えております。復旧に際しましては、緩衝帯の整備を含め、軽微な変更も行える見込みですので、地元の皆さんと再度検討を行い、復旧することになると思います。

復旧までの管理につきましては、財産処分の手続ができ次第、壊れたフェンスの撤去を行いまして、その後については、県のほうから簡易的な柵の貸し出し等もあるということを知っておりますので、そのようなものを借りたりする中で、簡易的な柵の設置の検討を行っていきたく思っております。その際につきましては、これまでと同様、地元の皆さんとお話をしますけれども、管理についてもお願いをしたいと考えております。

また、これまでの管理に当たりましては、これまでもお話をしてございますけれども、軽微な補修などは地域の皆さんにお願いをしており、それ以外、お金のかかるものにつきましては、協議会で業者委託により修繕を行っておりますので、今後も管理については地元の皆さん中心にお願いをするということになります。

また、今後の管理として、これまで以上に地域の皆さんが管理をしていただけるということになりますと、技術的なものについては研修等も行う必要があるかと思っておりますので、その際は、また研修を受けていただく等で対応していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今回の雨氷被害の発生箇所を見させていただいた範囲では、やはりちょっと私も、もしこれがこうであればこうならなかったんじゃないかなというような感じのするところもあるものですから、ちょっとそれ参考までに述べたいと思います。

平成26年2月の豪雪で、上組地区の防護柵において、幹回りが80センチぐらいのアカマツが折れて、それが防護柵を直撃しました。その被害状態は、金網直撃した箇所が大きくなったわんで、それでございましたけれども、その前後の支柱が、これは約50パイぐらいの金属パイプでしたけれども、そこのたわみ程度でおさまりました。それで、同じく平成27年1月なんですけれども、やはり幹回りが50センチぐらいのアカマツが防護柵の上を直撃して、やはり同じような状態になって、たわみまして、後の復旧は軽微な形で進んだ形になっております。

こんなことから、たまたま今回、特に被害のあった箇所で、倒壊した箇所を見ますと、支持金物はそのパイプでなくて成型加工された金物で、根元から座屈しているような、そういう状態の箇所も見受けられるというようなことです。この21年から続いている敷設工事で、途中から部材が変わったことによって発生した箇所もあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの部材の変更の件についてでございます。

これについては、国の、先ほど補助事業を使っているということでご説明をさせていただきましたが、国の設計の基準が変わった関係で、部材が変わっております。25年度の事業からになるかと思えます。

それで、今回の雨氷被害の状況を見ましても、当初、21年から行っていた部材のところは支柱が残っておりまして、網が引っ張られても支柱は残って無事だったというような場所もございますが、基準が変更になって、D型の支柱を使うようになった箇所については、金網がやはり引っ張られることによって支柱も曲がっているという状況になっていることが確認できておりますので、これについては、今、県を通じて国にも、こういう状況になるんだ

ということは話を通していただいておりますので、今後、補助事業を使う上で、国のほうの基準が変わってくれば、もちろん丸の強度なものを使っていきたいということで村では考えておりますので、その辺で、今後のまた復旧の際の補助事業を使う際については、その辺も県を通じて国のほうにもお話をさせていただく中で、対応できるところは対応していきたいということで考えておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、課長からご説明いただきましたけれども、いずれにしても、その成型されたD型の金物というのは強度がないということが、今回の雨氷被害で証明されたというような結果になったと思います。ぜひ国の見解と実際がもし相違が出た場合、やはり将来のランニングコストを軽減するためにも、要するにイニシャルコストがアップしても、やはりあるべき姿で対応していただいて、やはり成型されたD型の金物でなくて、従来、21年ごろから使っていた、24年まで使っていた金属パイプをぜひ使うような方向で対応して、将来に憂いを残さないような対応をぜひお願いしたいなと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、1番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。

私は2問質問をさせていただきます。

もう既に1問目、雨氷被害の今後の対策についてという点では、同僚議員何人かの質問の中で、当局のほうの答弁もございましたので、それ以外の部分で質問をさせていただきたいと思います。

この1番の雨氷被害の今後の対策、今後の復旧事業という部分でお聞きをしたいと思いま

す。

特に、共有林とか私有林が主な被災林だと思いますが、山林整備とか森林再生の必要性、それらを説いて、そして伐採とか植林、そういったことの必要性を十分理解をしていただいて、またその部分においては村のほうの補助、整備におけるかさ上げという部分にもなると思います、その辺の必要があるかと思いますが、その辺の見解をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、高橋議員ご質問の雨氷被害に伴います森林等の整備の関係でございますが、まず初めに、復旧の関係についてでございますが、倒木とか鳥獣被害防止柵の復旧については、これまでの議員のご質問にお答えしたとおりでございますが、このほかに、村として復旧に係る大きなものとして捉えているものが、スキー場のリフトの安全対策ということで考えております。

このスキー場のリフトにつきましては、3月6日に今シーズンの営業が終了しておりますので、今後再度点検を行い、必要な修繕の事業費について算出を行ってまいります。そこで、事業費のかかるものにつきましては、予算的にはまた補正対応等をお願いする中で、来シーズンまでに対応したいということで考えております。

また、森林整備の関係でございますけれども、森林整備については、被災林の復旧、そして森林整備については、森林所有者が状況をまず把握をしていただくことが必要かと思っております。そこで、積極的な整備に取り組んでいただくことが復旧と今後の山づくりにつながるものと考えております。

そこで、共有林、私有林及び保安林も含めて、森林所有者へ向けた今後の復旧事業を含めた森林整備の計画について、説明会の実施を計画したいと思っております。開催時期につきましては、松本地方事務所の林務課と調整を行っているところでございますが、新年度に入り早々に開催したいと考えております。その際には、ぜひ森林所有者の皆さんには積極的に参加をして、今後の復旧の方法についてぜひご確認をいただく中で取り組みをお願いをしたいと思います。森林所有者の皆さんが取り組みにかかわっていただければ、保安林及び村が進めています森林整備についてもなかなか進みませんので、ぜひ森林所有者の方に森林整備の事業の参加をお願いをしたいと思います。思っております。

また、補助につきましては、現在、森林整備事業で10%または20%のかさ上げを村では行っております。県の定めた標準経費ベースでいきますと、90%または100%の補助率となるものでございます。今回の復旧につきましても、新たなこの災害の森林整備事業というのが今のところなかなか国・県から示されませんので、今後の復旧についても、これまで同様の森林整備事業で取り組むことになると考えておりますので、これについても補助または補助のかさ上げについて村で行っておりますので、引き続き積極的な事業を活用していただいて、取り組みをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 確かに所有者の理解がなければ森林整備等また森林の再生は進まないわけでありますが、ぜひ、今もありました説明会、その辺において、ぜひ山林所有者の理解を得ていただいて、どうしても朝日村、もう従来から村の発展は、林業にも手をつけないとこれからの発展はないという、そういうスタンスできておりますので、ぜひ従来のその考え方をそのまま踏襲していけば、この被害ではありましたが、これをゼロベースで考えていけば、今後の発展が見込まれるのではないかというふうに思います。

また、ことしは、特に全国植樹祭、これは長野でありますね。こんなのも一つの契機であるというふうに思います。この辺に対する今もお話ありましたけれども、村の取り組み、村の植樹祭、そんなものも考えながら、そういった機運を盛り上げていったらどうかというふうにも思いますが、どんなお考えでしょうか。ぜひお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 今、高橋議員から、雨氷被害にかかわる関係で、山林についての思いが言われましたが、私も機会あるごとに申し上げておりますが、朝日の地方創生の一つの大きいのは、いかに山林を林業とするかどうか、ここが大きな課題であります。でありますから、そういった意味では、今回のこの雨氷被害も、捉え方によっては林業の、今言ったように植樹をし直す、伐採してし直すということになると、そういった従事者が必要になります。ただし、そういう皆さんが一過性で仕事なくなってしまうと業にならないのが実態であ

ります。ですから一過性であってはいけない。それをどうするかが大きい課題であります。そういった意味で、今、ことしは長野県が47都道府県よりも五十何年ぶりの植樹祭ということでもありますから、少なくともそういった意味では、長野県としてもこれも一つの契機としなければいけないと思いますが、そういった意味で、先日、林野庁の長官、わざわざ朝日村へおいでをいただきまして、担当の職員も来まして、いろいろ話をさせていただきました。

そういった中で、私どもの思いも申し上げてありますが、何とか先ほど申し上げましたように、一過性でなくて継続性のある仕事をいかにこの私どもとしても取り組んでいく、そういうことを林業に携わる皆さん方から理解をしていただいて、雇用の場をふやす、これは大きな課題であります。なかなか簡単にはいかないのが実態でありますけれども、模索をし、もがいている、模索をしているところが実態でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 北海道に下川町という林業で有名な町がありますが、ここもかつて洞爺丸台風でしたかね、それで本当に全滅に近い状態にあったと。そして、それから循環型の森林系というようなことで、町を中心に成功して今に至っていると。人口3,600人くらいと思えます。ですから、朝日村もぜひそれに倣うといいですか、朝日村独自の考えでいいと思うんですが、ぜひそういった方法で行っていただきたいというふうに思います。

1問目を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 2問目の質問でございます。新しい地域コミュニティへの対応についてということでお聞きをいたします。

従来の地域コミュニティは、地縁、血縁によってかたく結びついた集落が、行政と住民の連絡機能、地区の清掃等、行政の補完機能を担い、世代間の交流の場として貢献をしてきたという歴史があります。ところが、近年、少子高齢化、過疎化、核家族化等が進み、この地域コミュニティとしての機能が失われつつある、そういった地域が多くなってきております。

これはもう全国的な傾向です。当村においても同様で、年中行事、お祭り、イベント等の開催にも支障が出ているという状況です。また、自主防災の組織運営においても問題が出ていると思います。

そこで、地区の見直しとか再編、または新設等、そういった問題であります。この問題は古くて新しいといえますか、非常に難しい問題であるという認識ですが、当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 2問目の新しい地域コミュニティへの対応ということでございます。

高橋議員ご質問のこの地区の見直しにつきましては、これは議員ご質問のとおり、極めて必要なことと捉えております。現状では、公民館及び小学校周辺では、隣組の皆さんがそれぞれ異なる地域に加入しておりまして、また一部は地区にも加入していない住宅がございまして、多くの村民の皆様からご心配をいただいているところでございます。

私は、地区の見直し、これはずっと前からそういうことを言われておりますが、それにあわせて、当村の国土調査を行い、当朝日村の地番を一本化する必要があると認識をしております。しかしながら、この課題以前に進めなければならない事務事業が多々ありますので、延び延びになっているのが実態でございます。

いずれにしましても、この地区の見直し、これ限定して区長会に諮り、各地区で十分検討をいただいで進める必要があると捉えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

全体的に非常に難しい問題に取り組みつつあるということで、期待をするところでございます。

もう一つ、今少し出ましたが、公民館周辺、この辺、非常に地区が入り乱れていまして、特に地区のといえますか、PTAの役員の関係の方からの話であります。子供たちの掌握

が非常に難しいということで、行事への誘いとか、それからもし何かあったらという、例えば集団登校というようなことでの連絡、こういったことが非常に心配であるといったことで、これは教育委員会でしょうか、ぜひその辺、今現在これからといいますか、できる問題であろうかと思いますが、何かいい手はないかということでお聞きするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

柳沢教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） 今、小学校に通っている児童たちのそういった連絡網は一斉メールでやっています。ですからそういう問題は起こりません。今言ったように、じゃ、どこの通学云々かんぬんというのは児童会、その関係でやっていますので、そういう問題はありません。ですからそういった心配はないはずです。そのように理解をしております。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございました。

地域がしっかりするということは、やはりこれから、いわゆる子供たちの健全育成というか、そういった観点からすれば、ぜひその学校、家庭、そして地域、これが一体となって初めて健全な子供たちの育成ができるのではないかというふうに思いますので、ぜひ地区の見直しから始まって、その地域コミュニティが活性化できるように取り組んでいただきたいと思います、こんなふうに思います。

以上をもって私の質問を全て終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで高橋廣美議員の質問は終わりました。

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（清沢正毅君） 次に、2番、中村賢郎議員。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番、中村でございます。

2問について確認とお願いをしたいと思います。

まず、1つとして、プレミアムつき商品券の新規発行についてということで確認をさせていただきます。

先日の提案説明の中で、第2回目のプレミアムつき商品券の状況について説明がございました。それによりますと、3月1日現在で、村内45の事業所で取り扱い回収率は86.8、これは大変申しわけない、中間点の数字なので誤差は問題ないと思うんですが、発表されたのは85.8でございますので、訂正をしていただければと思います。ということの説明でした。そのような結果を見ますと、1回目と同様に目的を達成しているものと思われま

次に、28年度予算の中にプレミアムつき商品券、第3回目が予定されております。ただ、今までの商品券と違い、プレミアム部分が30%から20%減になっています。さまざまな考え方があるとは思いますが、内容を一部変更の理由についてお聞かせをいただきたいと思

次に、新規発行の次回の3回目ということになるんですが、発行の予定される時期と、それから1世帯当たりのセット数の上限についてお聞きをしたいと思います。

過去2回の商品券の販売の経緯ですが、1世帯当たりの上限3セットで販売を開始し、販売数の状況により途中でセット数の追加を行い、完売したと聞いております。過去2回販売状況のデータを精査し、1世帯当たりの上限を4から5セットにすることが可能かどうかお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員のプレミアムつき商品券の新規発行についての、議員ご質問のこの質問でございますが、昨年10月に発売しました第二弾のプレミアムつき商品券は、3月1日現在で、村内45の事業所が取り扱っておりまして、回収率85.8%、今議員がおっしゃったとおりでございます。ご案内のとおり地方経済、とりわけ当村の商工業の皆さんの活性化が目的でございます。45の事業所で取り扱ったことは目的にかなっていると捉えております。

そこで、新年度取り組みます第三弾のプレミアムつき商品券は、プレミアムを30%から

20%に引き下げた理由ということでございますが、昨年の第一弾のプレミアムは、これは全国一斉でございました。国庫補助がありましたので30%を、他の自治体よりも10%上乘せでさせていただきました。そういった意味で、第二弾は、今度は村の独自のプレミアムになりますが、でありましたので、昨年の1年は30%で気張った対応をさせていただきましたけれども、今後続けていくとなるならば、やはり財政状況を踏まえた対応が必要となるわけでございます。

しかしながら、いまだに地方経済、特に当村におきましては、経済状況はなかなかプラス状況があらわれてはおりませんので、この45の事業所が取り扱われている実態に鑑みまして、新年度は財政状況を踏まえて、20%のプレミアムつき商品券で、朝日村独自で進めるものでございます。

なお、新年度の発行に当たりましては、当村の春祭りに利用ができるようにしたいと思っております。先ほど、1世帯当たりの上限でご質問がありましたが、前回同様の方法かと捉えております。それは、朝日村、今1,480戸、世帯ありますが、その中で3,000セットでありますから、当初からむやみに広げますと、昨年の4月、他の市町村でありましたトラブルのもとになっていけませんので、まずはかたくここでいきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 今、経緯と、それから今後の考え方を村長さんのほうからお返事があったわけですが、考えてみますと、実質300万円、今までより村の財政が助かっていると、こういう考え方になるんですが、朝日村だけが独自の路線で来たことは、これは承知しているところなので、余り無理は言えません。

ただ、今後の3回目、今回この予算が通れば3回目ということになるんですが、その後、長期的にどういうふうはこの、主要事業として毎年扱いをしていくのか、それによっては、場合によっては年1回だとか、それからもう一回今年度で考えるのか、その辺のところを、やっぱりこれは、ここいろいろ会合がありまして、いろいろなところで行き会うと、いろいろな方からこのプレミアムつき商品券について話が出るんです。結構皆さん興味がある。そういう方は、次回はどうなるんだというような話も、ここ何度か私のほうからも説明をさせていただいたこともありますので、かなり村民の皆さんに定着しつつあることだと思うんで

す。

そういうふうに考えますと、そこで第4回目はどうだろうということに、28年度はどんなふうを考えていらっしゃるのかというのを最後に、このプレミアムについてはお聞きしたいと思うんですが。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 次をどうするかと今質問でございますが、一番大事なことは、この目的はこの地域の経済の活性化でありますから、いまだに私も、冒頭の提案説明でも申し上げておりますが、中央では、国では、アベノミクスで国は大分上向いている。現実的にはそういうことをもう実態は出ておりますが、しかし、まだいまだに地方、私どもの末端のところはこの経済の活況が出ていない、これは実態でありますから、そういった意味では、やはり一番の目的は、地域の、村内の商工業、特に商店の皆さんが、私どもせつないのは、12月に1店舗減になってしまったもの、私にとりましては非常にせつないんですけども、しかし、そういうことをバックアップしていく必要はあろうかなというように思っております。

でありますので、大きく捉えますと、経済が好況になったら、これはやる必要はありません。しかし、今の状況が続くとするならば、以後も考えていく必要があるのかなというように捉えております。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。いいですか。

中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番目として、緑の体験館コテージの現状ということになっておりますが、1の項目について言えば、先ほど来、お二人の議員の方からもご意見が出て、返答もされております。利用状況初め返答もされておりますので、私はこの1の項目については、1年数カ月という中で、今回のようなことは、設計上のこととか先ほど来もいろいろあった、返事があったようですが、私どもも昨年視察に行った折に、塗装の外壁の変色と申しますか、これについてはもう昨年も正直言えば気がついてはおりました。ただ、そのほかのタンクの

ところだとかいろいろなことに関しては、それから後の問題だろうと思いますが、それから、何か根本的な問題、今後の対策ということにしてありますけれども、これは少し長期的な中で考えなければいけないなど。

そこで、このコテージについて言えば、辺地対策事業ということで2億1,000万円ぐらいを投資をしているわけでございます。大型の事業なわけですね。ですから、当然、修繕や何かがあるにしても、今回も全棟を対象にやるようですけれども、500万円近くかかるというような中で、今後についてどんなふうを考えているか。その2点だけ、1についてはお返事をいただければ結構でございます。

次に、2として、体験館本館の今後についてということでお尋ねをします。

この件については、検討課題になってから既に長い年月が過ぎております。その間にあって、本館の処置を一時保留にし、コテージ10棟を先行し開業いたしました。今後の時間的なことを考えますと、方向性だけでも明確にすることが必要ではないかと思っております。お考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、コテージの関係でございますけれども、まず、根本的な問題につきましては、先ほど林議員のご質問でもお答えをさせていただいたとおり、設計等いろいろある中でこのような問題が発生してきておりますので、今後につきましては、ランニングコスト等も考える中で、適正な管理をしていかなければならないと思っております。

また、今後の対策についてでございますけれども、お客様には快適で安心して使用していただけることが必要かと思っておりますので、引き続き指定管理者と十分連携をとる中で、今後の運営については考えていきたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうからは、緑の体験館の本館の今後についてということでお答えさせていただきます。

緑の体験館の旧宿泊棟につきましては、木造ということでございましたので、既に耐用年数が経過をしております、コテージへの建てかえが可能でございました。本館につきましては、一部が鉄筋コンクリート造でありまして、まだ耐用年数を経過していないため、建設時の補助金の関係で、更新には農林水産省との協議が必要となります。

また、緑の体験館の本館を更新するには、辺地対策事業を活用することが最も有利な方法でございますが、辺地総合対策事業につきましては、ほかに優先的に行う事業も多数ございまして、現在の辺地計画につきましては、計画期間の平成29年度まで、主に向陽台の関連事業を行うことになっております。

また、現在につきましては、保育園、かたくりの里、庁舎など、大型の公共施設の整備事業が続いておりますので、財政等の状況を見ながら、今後策定する、平成30年以降5年間の辺地計画を今後策定する予定でございますけれども、その計画を策定する際に検討しまして、議会のほうにまた相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） まず、今後についてということで、確かに先ほど細かいお話があったということなんですが、ただ、心配するのは、これはまた毎回、毎回、二、三年たったときに、じゃ、今回手当てしたところが全部そのまま、じゃ10年とかいうサイクルでもつかもたないか。というのは、辺地債の場合10年でしょう。だから、最低は10年は返済がかかっているわけだよね、村の中の。そうすると、やはりその中で、二度も三度も同じようなこととか、また違うところがあるというのはいけないので、一度思い切ってしっかり必要なところをチェックしてしまう。今現状がだめだということのところ以外でもチェックをして、それを長期的な10年の中でどういうふう処理していくかということが、お金との問題があるんでしょうけれども、それが必要だろうというのが私の意見です。

それから、今の本館についてですが、本館について言えば、どういう位置づけに本館をしていくのかということが通っていないわけですよ。それは要するに、お金の問題が30年度以降云々ではなくて、利用するのかもしれないのか、どんな形の利用の仕方があるのか、そこを通っていないんだよね。そこの議論のところだとまっているわけですよ。だからそれを早めたらどうかというのが、私が今回提案をしているんですけども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員の2回目の質問で、私の考えを申し上げます。

まず、コテージにつきましては、あの10棟は、やはり最初から防腐剤は塗って、そして工事をしています。ただ、ちょっと私の発想と違いましたのは、ご案内のとおり、隣にもくもく体験館が同じようにログハウスであります。あれは真っ黒く、真っ黒くという表現ではおかしいですが、黒く塗って、しかもこれも10年前、七、八年に一遍塗りかえています。これは、やはりもたせるためにはそういう必要があります。

今回のコテージの10棟は、ああいうように私も黒く塗ってやる判断をしていましたけれども、設計者、業者としても、いわゆるログハウスのなつくりですから、木を見せたいということで、いわゆる薄い、薄いというか真っ黒く塗らない、そういうものの防腐剤で実は施工をしてあります。私とはちょっとその意見が一致しなかった分野があるわけですが、そういう状況でありました。

しかし、それにしても、先ほども申し上げましたが、カビという理論がちょっと基本的には、木はカビが来るかどうかは木の水分が問題になります。でありますから、それと管理、いわゆる管理が問題になります。そういう点でいまいちだったという私は見っていますが、さりとて、それが施工に対していけないという理論にはならなかったものですから、私も認めたわけなんです。現実的には、そういった意味では、今回、塗装し直しても、これは定期的に出てきます、木造でありますから。これ永久にということは、質問を永久にというわけにはいきませんので、これは当然出ます。それはご理解いただきたい。

ただ、当初コテージで読みができなかったことは、外に出してありますエアコンのものが、建物が実は屋根がありまして、その屋根にじかに落ちた雨が壁側に飛んでしまう。そのために変色してしまった。現実には木造というものは、雨が直接当たりますと当然変色する話ですから、そういう結果でありまして、そこだけは当初から読めなかったのは実態であります。でありますので、今回補正予算をお願いしてあるわけであります。

さて、2つ目であります。今度は緑の体験館のコテージの本館をどう考えるかでありませぬ。

これは、先に私も本館に手をつけなくてコテージに手をつけたというのは、さっき総務課長が申し上げたとおりでございまして、既に前にありました20畳敷きの3棟につきましては、もう利用者が全然なかった。しかも、国からの補助対象が切れていましたから、まずはそこ

は現代に合うコテージにしたいということで進めました。

しかし、本館はまだそういうわけにはいきませんので、今、総務課長が申し上げたとおりですが、これからの考え方は、あの本館で、いわゆる先ほどもいろいろ質問出ておりますが、あそこで講座を開く方法をとるのがいいのか、それとも小さく個室にして宿泊施設にするのがいいのか、これは恐らく議論の余地があるというように思っております。

なぜならば、コテージが10棟できておりますから、あの本館は今40畳敷きがありますが、これを逆にそこをどう使うかというのをもう一つ出てくるから。これは、これからの朝日村の進め方の上ではやはり議論の大きなテーマになると。どちらの方向で進むかということは、これはやはり改修する前に議論をしっかりと詰めないで、大きな間違いを起こすのではないかなという心配もあります。そういうことで、本館については、使い方が議論としては2つに分かれるかなというように思っております。

ただ、私も今どちらという、まだまだそういう対応には認識にはなっておりませんので、現状ではそういう中で、議員がおっしゃるとおり、将来どういう計画をするかは今後の計画の中で議論させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 現状について丁寧にお答えいただいて、大変ありがとうございました。

建物も時間がかかりますが、我々もなかなか時間がかかるものですから、できれば早く予定だけを進めていながら考えていただくと。村民の皆さんの共通した課題といたしますか、村政の課題として、庁舎の後ぐらいにはそういう問題があるんだということをできればご理解いただいて、進めていただければありがたいんですが、今のところちょっといろいろの状況でまだ難しいようですが、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、中村賢郎議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） 次に、3番、上條俊策議員。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。

質問する前に、一言ちょっとしゃべらせていただきます。

中村村長におかれましては、この雨氷被害だとかそういうときに、早々に中央まで出向かれたり、また林野庁長官が見えられたというようなことで、今まで朝日村には来たことがなかったかと思いますが、そういった対応の早さに感服しているところでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

私は、第5次総合計画推進にかかわる28年度具体的施策はということで、総合計画の中で要点の重点施策と、そういったものを見ている中で、大型事業に関しては省きまして、ほんの細かいことではありますが、その部分についてお伺いしたいと思います。

1番目に、総合計画第2節、「みんなでつくるあさひむら」というのがありますが、この中で、行政情報伝達の充実の中で、ホームページ、AYT番組放送についてという項目もあります。これについてお伺いをしたいと思います。

もう言うまでもなく、ホームページは常に最新の情報でなくてはならないと思います。過去の情報は情報で必要なものはもちろんありますが、それはそれとして、今現在の朝日村のホームページとしては、例えば竣工した建物の写真がないとか、地鎮祭のそれが写真であったりとか、現実を知っている者から見ますと何だということになってしまうんじゃないかと思います。世界中の人々が見ているわけでありますから、ホームページを日々メンテしていくべきであると思います。また、しなくてはいけないと思います。

そこで、現在はどのような形で担当者がいるとか、1週間に1回とか、10日に1回とか、1カ月に1回とか、そういった内容の見直し、そういったもの、また、アップするのに、そういった情報をどんなふう to 上げられておられるのか、そういったことについてお聞きしたいと思います。

2番目としましては、AYTの番組放送ですが、週間ニュースとかそういった特別番組とかあるわけですが、よく住民の方に言われます。1週間も10日も長い間同じものばかり流れている。見ていてもおもしろくないと。そんなようなご意見もお聞きます。

この番組放送というのは、審議会とかあって考えておられるのか、それともどんな形で、テレビ松本さんで全部構成して決めていらっしゃるのか、そういった、どういうふうにして

決めているのかということと、それから、住民の皆さんの意見としましては、孫がいるもので、運動会とかそういうものも出てくるので、孫がいるうちは見ると。その後は見たい番組もそんなにないので、AYTとNHKに視聴料両方払わなければいけないということで、やめたいと、そういったような人も結構おります。そんなことを言わないで、村の番組なので、いいものもあるので見ましようということも言うんですけども、そういった方もおります。

そんなことで、その番組の企画、こういったものは、住民主役の番組構成、そういったものの見直しが必要ではないかと、そういうふうに思うわけですが、そういった、どんなふうにして決められているのか、そういう余地はあるのかということをお聞きしたいと思います。

3つ目としまして、総合戦略基本目標Ⅱ、村の魅力、強みを生かし、「新しい人の流れをつくるあさひむら」とありまして、施策2として、移住・定住を促進する教育の推進と情報発信、基本目標Ⅲ、交流人口の増加、誘客情報の発信、観光施設の利用促進等々が挙げられております。

先ほど質問させていただきましたが、こういった情報の発信というものがすぐにできて、365日24時間全世界に向けて広告できる安いメディアとしては、今あります朝日村のホームページをうまく生かしていくことが手っ取り早く効果的ではないかと、その力が大きいと思います。このホームページとAYTの番組、この情報を両方のメディアをうまく使っていくことが、村の人、住民の皆様にはAYTを通しての番組情報、また、外に対してはこのホームページをうまく使うということではないかと思えます。

そこで、私の意見でございますが、以前、ふるさと納税の充実をとという一般質問をされた議員がございましたが、答弁は、そんな品の悪いことはやらないという意味合いであったように記憶していますが、確かに寄附が欲しいだけのためにこれを、お礼の品とかそういうものをやることは、答弁をいただいた、そんな品が悪いことはやらないぞということはよく理解できるわけでございますが、これを視点を変えて考えてみますと、この制度は、今さら言うまでもないですが、2008年の第1次安倍政権のときに、地方間の格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進すると、そのための構想として創設された制度でありまして、ホームページ、ネットを見ますと、今は多くの自治体が寄附に対してのお礼の品というようなものを提示しています。

寄附なのにお礼の品を送るなんていうことについてはどう考えますかという質問については、お礼の品がもらえるから寄附をするというのは本来の目的ではないと考えていますという意見が結構あります。私もそれは同感であります。

しかし、寄附金だけを目当てにして御礼の品を提示するのではなく、この制度を利用して、この朝日村、この地域の産業や企業をアピールするマーケティングツールと考えたらどうでしょうか。今までなかなか知ってもらえなかった魅力的なお礼の品を多くの方に知っていただくことで、朝日村の魅力、情報発信にも寄与でき、村の産業や観光等のPRと、地域で携わる村民のやる気や元気にもつながっていくのではないかと思います。

この朝日村、地元にありますと日ごろ当たり前だと思っていることでも、都会の人から見ますと魅力的に感じるものがたくさんあると思います。言うまでもなく、きれいな空気、おいしい水、新鮮で安全な農産物、山菜、キノコ、イワナやヤマメの泳いでいる川、スキー、スケートのできる施設、山の作業、農業体験、みそや漬物づくり、炭焼き、まき、キノコ栽培、天然木のコテージ、テニス、マレットゴルフ、寺院、石仏、茶室、美術館、縄文村、カラマツでつくった木工製品等々、お礼の品になるものはたくさんあると思います。

こういったものをホームページでお礼の品というような形で、寄附を集めるための意味でなくて載せていくことによりまして、この村の魅力の発信情報の一環として、ふるさと納税の内容の充実をご検討いただきたいと思うわけです。これを見て、朝日村はこんなところかとか、朝日村へ行ってみたいとか、住んでみたいとか、そういったことにもつながってくるのではないかと思いますので、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員ご質問の、まず最初に、ホームページの関係でございますけれども、ホームページの更新につきましては、更新を業者に委託する方法と、あと職員が更新する方法がございますけれども、当村では、更新等の業者委託費を軽減するために、ホームページにつきましては職員が更新作業を行っております。

新たにページを追加したり変更や削除をしたりする場合は、担当職員が、更新システムがございまして、そこでコンテンツを作成し、担当課長へ送信、担当課長が承認を行うことによりホームページが更新される仕組みになっております。

また、ホームページのシステム環境を担当する職員がおりますけれども、ホームページの内容につきましては各担当者に任せているのが現状でございまして、近隣の自治体でも同様の方法で行っているようでございます。

ただ、上條議員さんご指摘のとおり、当村のホームページにつきましては、一度ホームページにアップした情報が放置されていたり、古い情報が残っていたりするのが多く存在しております。掲載期間等が適正に設定されていないのが原因かと思われます。

今後、職員のシステム研修を再度徹底することによりまして、コンテンツのアップ、また掲載期間を確認する態勢整備等を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、A Y T、ケーブルテレビ事業の関係でございますけれども、当村のケーブルテレビ事業、こちら旧朝日村有線テレビA Y Tでございますけれども、これにつきましては、平成23年6月にテレビ松本へ無償譲渡する形で民営化を行っております。その際に、村の自主番組放送につきましては、テレビ松本からチャンネルを1チャンネルリースしまして、番組制作等はテレビ松本へ業務委託をしてきております。

この自主番組放送でございますけれども、現在、週間ニュースと特別番組、または近隣のケーブルテレビ事業者からの無償提供番組を放送しておりまして、この中で、週間ニュースにつきましては、前の週の金曜日から木曜日までのニュースを金曜日に入れかえまして、翌週の木曜日まで1週間繰り返し放送を行っております。この週間ニュースにつきましては、テレビ松本のチャンネル、これ通常のテレビチャンネルの11チャンネルでございますけれども、そちらのほうにも提供をしておりまして、村のチャンネルで放送した翌週にそちらでも放送することがあるため、半月ほど放送されていると思われることがあるようでございますけれども、村のチャンネルでは1週間のみの放送をしております。

また、放送する自主番組放送の制作につきましては、テレビ松本と業務委託契約を締結しておりまして、村の主要な会議や行事、あと保育園、小・中学校の話題、社会福祉協議会やJ A、商工会など、村内の団体の話題を中心に編成をして、取材をする行事や会議などにつきましては、村が毎週月曜日に行っている課長会議の中で決定をしております。

また、年に1回、自主番組運営や情報施設全般について審議する情報施設管理運営審議会を開催をしておりまして、番組等についての意見をもらい、所要の改善、検討を図っているところでございます。

次に、企画番組等の番組編成の充実ということでございますけれども、番組の取材や編集などは一括してテレビ松本に業務委託をしておりますので、例えば週間ニュースを週に二、三回にふやしたり、企画番組を制作したりする場合は、委託料の増額が必要となります。委託料につきましては、以前は半分が国の特別交付税で手当てをされておりましたけれども、

現在は4分の1になっております。

また、委託先のテレビ松本でも、自社の自主番組のほか、山形村や朝日村の自主番組を請け負っておりまして、業務委託の増加等につきましては、今後、情報運営審議会の中で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ふるさと納税についてでございますけれども、ふるさと納税につきましては、自治体の中では高額な返礼品をPRしてふるさと応援寄附を募っている自治体もございまして、昨年4月に改正されました地方税法の施行に関する取り扱いの中でも、返礼品の価格の表示、また返礼割合の高い返礼品や特産品を送る行為は慎むよう国から指導がございました。

村としましては、高額な返礼品を前面に出して寄付金を募ったり、ビジネス化をしたりすることは、ふるさと納税の本来の目的が失われることになるために考えてはおりませんが、上條議員おっしゃられますように、今後、地方総合戦略を推進していく中で、村の魅力の情報発信、PR、地域の活性化は重要な取り組みであると捉えております。

現在、ふるさと納税の寄附者には、野菜ボックス、また柿ドレッシングを返礼品として届けておりますけれども、返礼品となる村の特産品は、カラマツの木製品などまだまだ多くございますし、公共施設の利用券等も実際村を訪れていただく機会にもなると思いますので、そういったものを返礼品に加えたり、ホームページ上に掲載して、ふるさと納税の内容の充実につきましては、今後検討を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ただいま総務課長からご答弁いただきましたけれども、細かいこと、中身ちょっと気がついたことだけ言いますけれども、ホームページを見ますと、あさひ保育園の写真が完成写真がないとか、これ木造でつくったというのをうんと訴えたいところだと思うんですけれども、もくもく体験館ももちろんないです。

それから、中身は、クリックしますと中身の情報が何もないという部分も結構あるものですから、それから、休日当番医情報というのがありまして、高齢者のところに、これも見ますと、そこに塩筑医師会のホームページを見てくださいと書いてあるだけであって、塩筑のURLも何もないので、そこでクリックすればすぐ行けるような形とか、そういう親切心、あれリンクしても問題はないですね。なので、その場所にすぐ飛んで行けるような形に

してもらえれば、見る人はまた調べてということがなくていいかと思います。

村の関係先リンク先ということで、広域とかいろいろなものもいっぱいあるんですが、そこにもURLが一個もないので、そういったところも、それだけは入れていただければというような気がします。

それから、入園とか入学の施設の中の情報がなくて、朝日村、ここへ来れば無料とか、そういったものも大々的にうたって、威張って、威張ることはないですけども、大いに発信してやることによって、子育ての若い人も朝日村に行くとか、行きたいなと思うこともたくさんあるかと思っていますので、そうしたホームページの内容の充実をぜひ図っていただきたいのと、先ほど担当から上がってくるということで、担当課長のほうが集まるということだったんですが、ぜひとも中身の見直しをお願いしたいということで、お願いしたいと思います。

それから、このふるさと納税ですが、意味合いはよくわかるんですが、先ほど言っていたように、こういったものをうまく利用して、朝日村をしっかりと知ってもらうということで、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

また、AYTの番組ですけども、テレビ松本さんに撮ってもらってやるとお金もかかるんですが、もしそういった流す時間帯だけでももしとれば、あいている時間もあるかと思っていますので、一般の住民の方の撮られたビデオだとか、そういったものも流してもらえれば、時間帯がもしとっていただけるようであれば、また撮った人もそうだし、写る人もまた見てもらえるんじゃないかと、そんなふうに思いますので、撮り方が多少うまくてもまずくても、流れるということがみんな喜ぶんじゃないかと思っていますので、そんなこともひとつちょっとお願いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） まず、ホームページの対応、充実の件につきましては、ちょっと今後、職員の中でも専門の担当をつくって、ちょっと対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それと、AYTの関係でございますけれども、先ほど投稿番組ということでご提案いただきました。提案、ちょっと投稿番組につきましては、ちょっと実際に写されたものが権利侵害とかに触れないかのチェックだけであればということもございますので、この辺はまたテ

レビ松本のほうと打ち合わせする中で、また番組運営審議会もございますので、そちらのほうで検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、ふるさと納税につきましては、先ほど申し上げましたとおり、村内の特産品かなりまだあると思いますので、そういったものもホームページのほうに記載をする中で、村のPRを図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ホームページなりAYTなり、ご回答いただきました。ホームページを見て、これからオリンピックもパラリンピックもありますので、先ほども同僚が言っておりましたけれども、外国人も朝日村へ行ってみたいなというような、見て来てくれるようなホームページ、こちらの気持ちが入ったホームページ、それをぜひ期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでございました。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

平成28年第1回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成28年3月18日(金)午前9時02分開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 常任委員長の報告

第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決

第 5 議案第12号から議案第36号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

第 6 報告第 1号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について

第 7 議案第37号 教育長の任命につき同意を求めることについて

第 8 発議第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について

第 9 議案提案説明

第10 議案内容説明

第11 議案第37号及び発議第1号の質疑、討論、採決

第12 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	柳沢正喜君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	中村美代子君
生活環境課長	曾根克仁君	産業振興課長	上條靖尚君
会計課長	林さとみ君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山義教君

開議 午前 9時02分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） ただいまの出席議員数は定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

8番 小林 弘 幸 議員

9番 塩 原 智恵美 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がございましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会、上條昭三委員長。

〔総務産業常任委員長 上條昭三君登壇〕

○総務産業常任委員長（上條昭三君） それでは、総務産業委員会の請願・陳情審査の委員長報告を行います。

本委員会に付託されました陳情を審査しました結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は3月10日に開催いたしました。陳情第1号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書、陳情第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書、以上の3件につきまして慎重に審査しました結果、全会一致で採択となりました。

審査の主な経過を申し上げます。

陳情第1号につきましては、当村の公共建築物の設計、工事監理業務の発注における業務報酬基準は、国土交通大臣の定める基準に準拠した契約が行われるようお願いしたいという陳情でございます。

陳情第2号につきましては、当村において建築物の設計、工事監理業務を入札により発注する場合は、県の基準に準じて最低制限価格を予定額の90%以上に設定をお願いしたいという陳情でございます。

陳情1号、2号は、業界が厳しい状況にあり、特に電気設備においては、60歳前の技術者はこの松本平ではほとんどいなくなっているのが現状だそうでございます。

次に、陳情第3号は当村の公共建築物の耐震改修を一層推進してほしい。また、そのほかに避難路の沿道で地震により道路を閉鎖させるおそれのある一般建築物の耐震診断・耐震改修も推進してほしいという陳情でございます。当村の状況につきましては、担当職員から説明を受けました結果、一部改善の必要があると思います。

なお、意見書ですが、地方自治法上、村長宛に意見書の提出はできないとされていますので、よろしく申し上げます。

以上、報告いたします。

○議長（清沢正毅君） 続きまして、社会文教常任委員会、林 邦宏委員長。

〔社会文教常任委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員長（林 邦宏君） 社会文教常任委員会、請願・陳情審査委員長報告をい

たします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は3月10日に開催し、陳情第4号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情については、慎重に審査した結果、全会一致で採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、スポーツ等により頭や首に何らかの衝撃を受けた際の対応における無知や放置により、後遺症や死亡例があることから、陳情のように外傷性脳損傷や脳しんとうの周知や予防のためのより慎重な見きわめや適正な検査、相談窓口の設置が必要であるとの結論に達しました。

よって、関係省庁への意見書を送るための議案を本日提出したいと思います。

以上、報告いたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第4号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第12号から議案第36号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第12号から議案第36号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第12号 行政不服審査法改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 朝日村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 朝日村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 朝日村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 朝日村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 朝日村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成27年度朝日村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成27年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成27年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成27年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成27年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成27年度朝日村下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成27年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成28年度朝日村一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成28年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成28年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成28年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成28年度朝日村簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成28年度朝日村下水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成28年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 報告第1号及び議案第37号並びに発議第1号の上程

○議長（清沢正毅君） 日程第6、報告第1号及び議案第37号並びに発議第1号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第9、ただいま提出されました議案について提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきましてご説明を申し上げます。

ただいま提案いたしました案件は、報告1件、人事案件1件でございます。

まず、報告第1号につきましては、本年2月、破損しておりました村道のグレーチングにより通行車両が損傷いたしましたので、その損害賠償につきまして専決処分を行い、これを報告するものでございます。

次に、議案第37号 教育長の選任につきまして。昨年、平成27年4月に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされました。ご案内のとおり、従来、教育委員は議会の同意を得て、地方公共団体の長が委員の任命を行い、教育委員の互選により、非常勤の教育委員長及び常勤の教育長により、教育委員会の運営がされてきたところでございます。

このたび、さきの教育委員会におきまして、柳沢教育長が来る3月31日付をもちまして教育長の任を辞することとなりました。これによりまして、改選制度による新教育長の任命について議会の同意をお願いするものでございます。

新教育長に上古見出身の二茅芳郎氏、年齢は61歳でございますが、を任命するものでございます。二茅芳郎氏は昭和52年に教職に就かれ、以後、義務教育の小・中学校で教鞭をとられ、県教育委員会の指導主事を初め、伊那・東信・中信の各教育事務所での指導主事等を歴任され、塩尻東小学校長で定年退職をされております。その後は、塩尻の県総合教育センターで教育指導専門員として活躍をされております。

新教育長は従来と同様常勤といたしまして、任期は法に基づき来る4月1日から平成31年3月までの3年間でございます。

なお、新教育長は特別職の身分で、教育委員会の構成員ではありますが、委員ではないということでございます。他の教育委員の任期は従来どおり4年でございます。教育長の代理は教育委員の中から教育長が指名することとされております。

以上、ただいま提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） この際、お諮りをいたします。発議第1号の議案提案説明については、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第10、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時44分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前10時05分

○議長（清沢正毅君） それでは、本会議を再開いたします。

報告第1号につきましては、議決事項ではありませんので、説明のとおり、報告を受けたこととし、処理いたします。

◎議案第37号及び発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第11、議案第37号及び発議第1号について質疑、討論、採決を行います。

議案第37号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

二茅芳郎氏の教育長任命につき、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、二茅芳郎氏の教育長任命につき同意することに決定いたしました。

次に、発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第12、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎退職者挨拶

○議長（清沢正毅君）　ここで、来る3月31日付で退任される柳沢正喜教育長から挨拶をした
い旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

柳沢教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君）　発言の機会をいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げた
いと思います。

私は平成25年4月1日付で教育長に選任されまして、この3月31日をもちまして退任す
ることとなりました。この間、大きな事故もなく任務を遂行することができました。これも
ひとえに中村村長を初め、行政職員の皆様のご支援と村議会を初め、村民の皆様のご理解と
ご協力のたまものと感謝申し上げる次第でございます。

さて、この3年間で私に課せられました大きな事業の一つに新保育園建設事業がございま
したが、地権者の皆様方、近隣の皆様方のご理解と関係者の皆様方のご協力によりまして、
立派な園舎が完成をしました。今、園児たちが、村の木材の香りがいっぱいする中で元気に
毎日を送っております。そんな園児たちの姿を見るにつけて、いい保育園ができてよかった
など思っております。

そのほか、学校教育、社会教育においても、関係者及び関係団体の皆様のご協力によりま
して、年間計画どおりの事業実施ができましたことを重ねて感謝申し上げる次第ございま
す。

終わりに、朝日村のますますの発展と村民の皆様のご多幸をお祈りしまして、お礼のご挨
拶といたします。

長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君）　ここで、来る3月31日付で退職される中村美代子住民福祉課長から挨
拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたしました。

中村住民福祉課長。

〔住民福祉課長 中村美代子君登壇〕

○住民福祉課長（中村美代子君）　ただいま、議長のご配慮により貴重な時間をいただきまし
たので、一言ご挨拶させていただきます。

私は、昭和59年に子供の誕生を機会に夫のふるさと朝日村にUターンいたしました。村のこと、行政のこと、何も知らない中、平成5年に朝日村職員として採用され、23年間にわたり教育委員会、議会、福祉関係など、さまざまな仕事をさせていただきました。その中でも平成12年に介護保険制度の立ち上げ、そして最後の年に介護保険制度の大きな改正のときに仕事をさせていただき、大変勉強をさせていただきました。

まことに未熟な私がこのような仕事を務めさせていただきましたのも、議員の皆様を初め、理事者、諸先輩の方々の、そして村民皆様の温かいご指導、ご協力のたまものと感謝申し上げます。この場をおかりして心よりお礼申し上げます。今後は、お世話になりました朝日村に少しでも恩返しができるばという思いでおります。

最後に、朝日村のますますのご発展と議員皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、退職の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君）　ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長　中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会をされました今期定例会も、本日をもちまして閉会となるわけでございます。この間、15日間に及ぶ会期中、議員の皆様には熱心にご審議をいただき、それぞれ原案どおり決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

これら決定をいただきました案件につきまして、遺憾のないよう執行してまいる所存でございます。

また、先ほど、議会の同意をいただきました改正制度によります新教育長の二茅芳郎氏におかれましては、教育委員会制度の改正という現代の社会環境、課題等を十分ご認識をいただき、豊富な教育経験を生かされ、無限の未来が開かれております児童・生徒のための教育

行政及び社会教育分野を含め、今後の活躍に期待をいたすものでございます。

さて、ただいまは議会のご配慮をいただき、退任・退職の挨拶の機会をいただきました。柳沢教育長及び中村住民福祉課長につきましては、この3月末をもって、柳沢教育長は退任を、中村住民福祉課長につきましては退職となりまして、それぞれただいま思いのこもったお別れの言葉に感銘をいたしているところでございます。

柳沢教育長におかれましては、職員歴と通算合わせますと通算38年にわたり、特に今お話がありましたように、あさひ保育園の建設、そして新教育行政の教育大綱を策定されるなど、歴史に残る事業に取り組みられました。柳沢教育長は教育委員としてまだ任期がありますので、今までの経験を生かされ、今後もご活躍されますよう期待をいたしております。

中村住民福祉課長におかれましては、臨時職員を含め24年間にわたり、特に土地開発公社事務局長の際は、新住宅団地向陽台並びに本年4月オープンをいたします高齢者福祉拠点の「えべや」かたくりの里の名づけ親として、教育長同様、歴史に残る事業に取り組みられてきております。退職後は、本人から挨拶がありましたが、介護保険制度の改正に伴います福祉の拠点の一層の充実を図るため、社会福祉協議会事務局長として村民福祉のため務めていただくことといたしました。

また、同じくこの3月をもって退職をされます総務課付きの曾根亮子副主幹は、保健師として村民の健康管理に取り組み、平成25年から3カ年は松本広域連合事務局に43万広域圏住民のため、保健福祉行政分野の取り組みをいただいていたところでございます。このたび、本年度をもって退任・退職をされます3人の皆さんには、それぞれの職務を全うされ、村民のためにご努力、ご尽力をされましたことに、この場をおかりして心から敬意と感謝を申し上げます。

今後は健康にご留意をされ、村政の進展と地域社会の発展のためご協力を賜りますようお願いを申し上げます。今後の人生に今以上の潤いのある生活を願うものでございます。

それでは、終わりに当たりまして、議員の皆様、村民の皆様には時節柄ご自愛いただきますようお願いいたしまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成28年朝日村村議会3月定例議会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時19分